

第五十一回国会 社会労働委員会議録 第二十八号

(五三五)

昭和四十一年四月二十七日(水曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 藏内 修治君

理事 邦吉君

理事 斎藤 邦吉君

理事 竹内 黎一君

理事 松山千恵子君

理事 河野 正君

理事 伊藤よし子君

理事 吉村 吉雄君

理事 伊藤弘君紹介

伊東 正義君

伊東 保雄君

大橋 武夫君

熊谷 義雄君

坂村 吉正君

西村 英一君

栗山 秀君

山村新治郎君

大原 享君

辻原 弘市君

本島百合子君

谷口善太郎君

小山 省二君

西岡 武夫君

三原 朝雄君

森下 元晴君

足鹿 覚君

滝井 義高君

八木 一男君

吉川 兼光君

鈴木 善幸君

佐々木義武君

梅本 純正君

小平 忠則君

厚生政務次官

厚生大臣

厚生政務次官

厚生大臣

厚生技官

(労働基準監督局長)

村上 茂利君

同(早稻田柳右エ門君紹介)(第三五五七号)

同(中井徳次郎君紹介)(第三五六一号)

同(赤澤正道君紹介)(第三五五七号)

委員外の出席者
(職業安定局長) 有馬 元治君
(自治事務官) 柴田 護君
(財政局長) 吉村 正君
(厚生事務官) 河野 吉雄君
(保健局民健) 信沢 清君
(康保険課長) 大坪 忠雄君
(専門員) 安中 忠雄君
(議員) 小山 昭二君

同(華山親義君紹介)(第三五六二号)
アルコール中毒者の治療施設増設等に関する請願
願(麻生良方君紹介)(第三五六九号)
同(中曾根康弘君紹介)(第三五五九号)
同(西宮弘君紹介)(第三五六〇号)
同(坪川信三君紹介)(第三五一八号)
同(吉村紹介)(第三四五三五号)
同(吉村紹介)(第三四五三五号)
同(坪川信三君紹介)(第三五一八号)
同(新義善士法第五条の二改正に関する請願(受田新
吉君紹介)(第三四五三五号)
社会保険制度改善に関する請願(滝井義高君紹
介)(第三四五三六号)
同(平林剛君紹介)(第三四五三七号)
戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願
(植木庚子郎君紹介)(第三四五七九号)
同(赤澤正道君紹介)(第三五六二六号)
同(赤澤正道君紹介)(第三五六四号)
同(野原正勝君紹介)(第三五六四号)
同(中野四郎君紹介)(第三五六五号)
戰傷病者に対する障害年金、一時金の不均衡是
正に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第三四五八
〇号)
同(赤澤正道君紹介)(第三五二七号)
同(中野四郎君紹介)(第三五六六号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第三五六七号)
同(野原正勝君紹介)(第三五六八号)
同(中野四郎君紹介)(第三五六九号)
同(佐々木秀世君紹介)(第三四五三一號)
同(佐々木秀世君紹介)(第三四五三二號)
同(渡辺栄一君紹介)(第三四五三三號)
同(登坂重次郎君紹介)(第三四五三〇號)
同(野田卯一君紹介)(第三四五三一號)
同(山本勝市君紹介)(第三四五三二號)
同(金子一平君紹介)(第三四五八七号)
同(辻寛一君紹介)(第三四五八八号)
同(小川平二君紹介)(第三四五八六号)
同(鶴田宗一君紹介)(第三五六一六号)
同(中井徳次郎君紹介)(第三五六一七号)

失業対策事業の貸金引上げ等に関する請願(松
井政吉君紹介)(第三四五八九号)
同(柳田秀一君紹介)(第三四五九〇号)
同(五島虎雄君紹介)(第三五三四四号)
戰争犯罪裁判關係者の補償に関する請願(大坪
保雄君紹介)(第三五一五号)
老後の生活保障のため年金制度改革に関する請
願(外六件(田中六助君紹介)(第三五三五号)
同(増田甲子七君紹介)(第三五五八号)
健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請
願(加藤進君紹介)(第三五五二号)
同(川上賢一君紹介)(第三五六三号)
同(谷口善太郎君紹介)(第三五五四号)
同(林百郎君紹介)(第三五五五号)
日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に
関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三五六六号)
奄美大島の戰時災害補償に関する請願(伊藤隆
治君紹介)(第三五七八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣
提出第五二号)
雇用対策法案(内閣提出第一三六号)
駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(中
村高一君外十三名提出、衆法第九号)
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(吉
村吉雄君外十二名提出、衆法第一〇号)

最低賃金法案（横路節雄君外十五名提出、衆法
第二七号） 家内労働法案（横路節雄君外十五名提出、衆法
第三三号）

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の国民健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。伊藤よし子君。

○伊藤（よ）委員 私は最初に厚生省のほうに伺いたいのですが、四月二十一日の朝日新聞に「赤字ぐんと減る四十年度国保決算見込み」という題で、厚生省が二十日に、四十年度の国民健康保険の財政事情は大幅に好転する見通しであるということを発表なされたというのが出ております。新聞は簡単ですかけれども、その御発表になります。新聞は簡単ですかけれども、その御発表になつた内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○熊崎政府委員 前回の委員会の席でも御説明申し上げたところがございますが、四十年度の市町村の国保会計の決算見込みがようやくでき上りましたので、その中身を発表いたしたわけござります。

数字を申し上げますと、歳入におきまして四十年度二千三百八十六億、端数は省略させていただきます。歳出において二千二百八十二億、したがつて全市町村を通じての収支差引き五百四億といふことになりまして、その内訳といつしまして、黒字の市町村が三千二百二十三、金額にいたしまして百四十一億、それから赤字の市町村が二百六十二で、赤字額三十六億といふことになります。それで、その原因といたしましては、四十年度において全国平均約三五%の保険料引き上げが行なわれました結果、三十九年度に比べまして保険料の収入額が約二百億増加したことを、それから第二番目に、四十年度におきまして臨時財政調整補助金四十億の交付が行なわれましたほかに、三十九年度の精算不足分百十一億、四

十年度の不足見込み額百億の補正措置が講ぜられました。計二百五十一億の補正措置が講ぜられたのですが、これによりまして国庫支出五百億の増加でございます。その結果が、いま申し上げましたような結果になりましたということ

を簡単に発表いたしたわけでございます。

○伊藤（よ）委員 そういたしますと、前年度の赤字だった市町村が千三百五十四から、四十年度は二百六十二に少なくなるわけですね。ちょっとともう一ぺんその点を。

○熊崎政府委員 さようございます。

○伊藤（よ）委員 赤字の総額が、いまちょっと私、よくとれなかつたのですけれども、新聞のこの数字を見ますと、九十億だったのが三十六億になるわけでございますね。

○熊崎政府委員 千三百五十四の赤字市町村の赤字額が九十億、それが二百六十二に四十年度なりましたように、赤字額が三十六億。これが赤字の市町村の数と、それからその額でございます。

○伊藤（よ）委員 そこで、私は非常にここに問題があると思うのです。いま国庫の負担をおあげになりましたように、四十億、百十一億、百億です。そういう国庫負担も大幅に増額にはなりましたけれども、二百億近くの保険料が一年の間に

四十年度平均して三五%も保険料が大幅に上げられたことによってこの赤字が減つてきた。こういふことになると私は非常に問題があると思うのです。そ

れで、平均で三五%なんですか。市町村によつては二倍、三倍近く保険税が一挙に上げられておるところもござりますし、私の近くの町村などもござりますね。そういうところもござりますし、私の近くの町村などもござります。

○伊藤（よ）委員 いま御答弁がありましたがよう

に、一番問題になるのは所得なんですが、被雇用者が一八・一四%、無職が八・六六、その他、こうしたことになつております。

以上でございます。
〔委員長退席、松山委員長代理着席〕
○伊藤（よ）委員 いま御答弁がありましたように、一番問題になるのは所得なんですが、被雇用者が一八・一四%、無職が八・六六、その他、こうしたことになつております。

二・四歳でございます。
それから所得の世帯数によります所得階級別の分布を申し上げます。三十万以下の世帯が三十九歳以上から六十歳まで五九・二%、それから六十歳以上一二三・八%でございまして、平均年齢は三

大体零歳から十五歳までが二七%、それから十五歳以上から六十歳まで五九・二%、それから六十歳以上一二三・八%でございまして、平均年齢は三

歳で七一・八%になります。

それから世帯単位によります職業別分布を申

し上げます。三十九年度におきまして、農林漁業水産養殖業、これが四二・六二%でございまし

て、その他の自営業者が一六・六四%。それから被雇用者が一八・一四%、無職が八・六六、その他、こうしたことになつております。

以上でございます。

○伊藤（よ）委員 いま御答弁がありましたがよう

に、一番問題になるのは所得なんですが、被雇用者が一八・一四%、無職が八・六六、その他、こうしたことになつております。

以上でございます。

〔委員長退席、松山委員長代理着席〕

○伊藤（よ）委員 いま御答弁がありましたがよう

に、一番問題になるのは所得なんですが、被雇用者が一八・一四%、無職が八・六六、その他、こうしたことになつております。

以上でございます。

○伊藤（よ）委員 大体今までの質疑応答の中でも、あるいは厚生白書によつても明らかだと思う

のでござりますけれども、この国民健康保険の被保険者の構成でございますが、ごく簡単でかつこらでございますけれども、念のため伺つておきました。所定の割合、それから職業と年齢の構成ですね。簡単にちょっとおあげ願いたいと思います。

三十九年度の精算不足額百十一億、さらに四十年度の不足見込み額約百億、合計いたしまして二百五十億にのぼるところの国庫からの繰り入れもいたしております。私どもは、被保険者の方々に御負担を願うとともに、國におきましてもできるだけの財政援助をしてまいる、こういう方針でやつておるわけでございます。

なお伊藤さんが御心配になつておられますところの低所得階層に対しましては、保険税、保険料の軽減措置を講じておりまして、なおその範囲を年々広げておるところでございます。今後におきましても、そういう所得の低い方々に対しましてはできるだけ軽減措置を講ずる、その範囲を広げることにつきまして努力してまいりたいと考えております。

○伊藤(よ)委員 大臣のおこぼを返すようになりますけれども、平準化を行なうためにそういう保険料の値上げが行なわれたといたしましても、とにかく現状は、最近は非常に物価が高くなつております。特に先ほど、三十万以下といいますけれども、平準化を行なうためにそういう保険料を上げられて、窓口におきましては、家族が七割になりつつござりますけれども、場合によつてはまだ五割家族の場合には出さなければなりません。そこで、私はこの間偶然ちょっと児童手当の創設の問題で厚生省を見ておりましたら、児童の養育費調査というのとございましたけれども、その中で、やはり二、三万のところの小学生あるいは中学生などの子供の養育費というのと、平均しても一人五、六千円から七千円くらいかかっているわけなんですね。これは三十七年度の調査でそつなんござりますから、昨年あたりはもつところの養育費などもかさんでありますし、また、食料費なども、このときよりはかさんでいるわけなのでござりますから、そういう中で三五%平均の保険料が上げられたということは、私は平準化されたからということでは済まされない問題だと思います。特に国民健康保険について最近非常に問題になつてしましましたのは、財政上赤字が出たといふことがたいへん大きな問題になつて、赤字を埋めるためにどうしたらいい

か。いまおっしゃるように、当然これは国家でお出しになるべきものがおくれていただけなんですか。

○鈴木国務大臣 これは、昭和四十一年度の決算の分析、その内容を御説明申し上げた一環として、その傾向につきまして私お話を申し上げたのであります。なお二百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますし、金額にいたしましても三十六億程度の赤字があるのですけれども、これを見ても、三百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が低い保険税、保険料になつておりますと、東京でありますとか、横浜でありますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が非常に薄いのではないかといふことを考へるわけなんです。ただいまのようないくつかれども、そういう立場に立つたときのもの考え方が非常に薄いのじゃないかといふことを考へるわけなんですね。

○伊藤(よ)委員 まだ五割家族の場合には出さなければなりません。そこで、伊藤さんもよく御承知のとおりでござります。そういうところがこの三十六億の赤字のうちの半分程度を占めておる、こういうことであつて、保険税、保険料は低いに越したことはございませんけれども、やはり全國で各市町村が七割になりますから、世帯主も、七割給付でござりますけれども、場合によつては三割あるいは五割のお金を払わないとかかれないのでございまして、私はこの間偶然ちょっと児童手当の創設の問題で厚生省を見ておりましたら、児童の養育費調査というのとございましたけれども、その中で、やはり二、三万のところの小学生あるいは中学生などの子供の養育費というのと、平均しても一人五、六千円から七千円くらいかかっているわけなんですね。これは三十七年度の調査でそつなんござりますから、昨年あたりはもつところの養育費などもかさんでありますし、また、食料費なども、このときよりはかさんでいるわけなのでござりますから、そういう中で三五%平均の保険料が上げられたということは、私は平準化されたからということでは済まされない問題だと思います。特に国民健康保険について最近非常に問題になつてしましましたのは、財政上赤字が出たといふことがたいへん大きな問題になつて、赤字を埋めるためにどうしたらいい

か。いまおっしゃるように、当然これは国家でお出しになるべきものがおくれていただけなんですか。

○鈴木国務大臣 これは、昭和四十一年度の決算の分析、その内容を御説明申し上げた一環として、その傾向につきまして私お話を申し上げたのであります。なお二百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますし、金額にいたしましても三十六億程度の赤字があるのですけれども、これを見ても、三百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が低い保険税、保険料になつておりますと、東京でありますとか、横浜でありますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が非常に薄いのじゃないかといふことを考へるわけなんですね。

○伊藤(よ)委員 まだ五割家族の場合には出さなければなりません。そこで、伊藤さんもよく御承知のとおりでござります。そういうところがこの三十六億の赤字のうちの半分程度を占めておる、こういうことであつて、保険税、保険料は低いに越したことはございませんけれども、やはり全國で各市町村が七割になりますから、世帯主も、七割給付でござりますけれども、場合によつては三割あるいは五割のお金を払わないとかかれないのでございまして、私はこの間偶然ちょっと児童手当の創設の問題で厚生省を見ておりましたら、児童の養育費調査というのとございましたけれども、その中で、やはり二、三万のところの小学生あるいは中学生などの子供の養育費というのと、平均しても一人五、六千円から七千円くらいかかっているわけなんですね。これは三十七年度の調査でそつなんござりますから、昨年あたりはもつところの養育費などもかさんでありますし、また、食料費なども、このときよりはかさんでいるわけなのでござりますから、そういう中で三五%平均の保険料が上げられたということは、私は平準化されたからということでは済まされない問題だと思います。特に国民健康保険について最近非常に問題になつてしましましたのは、財政上赤字が出たといふことがたいへん大きな問題になつて、赤字を埋めるためにどうしたらいい

か。いまおっしゃるように、当然これは国家でお出しになるべきものがおくれていただけなんですか。

○鈴木国務大臣 これは、昭和四十一年度の決算の分析、その内容を御説明申し上げた一環として、その傾向につきまして私お話を申し上げたのであります。なお二百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますし、金額にいたしましても三十六億程度の赤字があるのですけれども、これを見ても、三百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が低い保険税、保険料になつておりますと、東京でありますとか、横浜でありますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が非常に薄いのじゃないかといふことを考へるわけなんですね。

○伊藤(よ)委員 まだ五割家族の場合には出さなければなりません。そこで、伊藤さんもよく御承知のとおりでござります。そういうところがこの三十六億の赤字のうちの半分程度を占めておる、こういうことであつて、保険税、保険料は低いに越したことはございませんけれども、やはり全國で各市町村が七割になりますから、世帯主も、七割給付でござりますけれども、場合によつては三割あるいは五割のお金を払わないとかかれないのでございまして、私はこの間偶然ちょっと児童手当の創設の問題で厚生省を見ておりましたら、児童の養育費調査というのとございましたけれども、その中で、やはり二、三万のところの小学生あるいは中学生などの子供の養育費というのと、平均しても一人五、六千円から七千円くらいかかっているわけなんですね。これは三十七年度の調査でそつなんござりますから、昨年あたりはもつところの養育費などもかさんでありますし、また、食料費なども、このときよりはかさんでいるわけなのでござりますから、そういう中で三五%平均の保険料が上げられたということは、私は平準化されたからということでは済まされない問題だと思います。特に国民健康保険について最近非常に問題になつてしましましたのは、財政上赤字が出たといふことがたいへん大きな問題になつて、赤字を埋めるためにどうしたらいい

か。いまおっしゃるように、当然これは国家でお出しになるべきものがおくれていただけなんですか。

○鈴木国務大臣 これは、昭和四十一年度の決算の分析、その内容を御説明申し上げた一環として、その傾向につきまして私お話を申し上げたのであります。なお二百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますし、金額にいたしましても三十六億程度の赤字があるのですけれども、これを見ても、三百六十町村ばかりの赤字団体が残つておりますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が低い保険税、保険料になつておりますと、東京でありますとか、横浜でありますとか、京都でありますとかいよいよ大きな都市は、ほかの市町村に比べまして保険税、保険料が非常に薄いのじゃないかといふことを考へるわけなんですね。

○伊藤(よ)委員 まだ五割家族の場合には出さなければなりません。そこで、伊藤さんもよく御承知のとおりでござります。そういうところがこの三十六億の赤字のうちの半分程度を占めておる、こういうことであつて、保険税、保険料は低いに越したことはございませんけれども、やはり全國で各市町村が七割になりますから、世帯主も、七割給付でござりますけれども、場合によつては三割あるいは五割のお金を払わないとかかれないのでございまして、私はこの間偶然ちょっと児童手当の創設の問題で厚生省を見ておりましたら、児童の養育費調査というのとございましたけれども、その中で、やはり二、三万のところの小学生あるいは中学生などの子供の養育費というのと、平均しても一人五、六千円から七千円くらいかかっているわけなんですね。これは三十七年度の調査でそつなんござりますから、昨年あたりはもつところの養育費などもかさんでありますし、また、食料費なども、このときよりはかさんでいるわけなのでござりますから、そういう中で三五%平均の保険料が上げられたということは、私は平準化されたからということでは済まされない問題だと思います。特に国民健康保険について最近非常に問題になつてしましましたのは、財政上赤字が出たといふことがたいへん大きな問題になつて、赤字を埋めるためにどうしたらいい

定率で上げられるとは、前進であるとは思いますが、それでも、いままで二割五分に、七割給付のところには四分の三、二割に対して四分の三やつで一割五分、四割実質的には補助がされていたわけですから、定率になつてくるということは確かに一步前進ではありますけれども、実質的にはそれほど大きな変化はないのではないかといふふうに考へるのです。この点についてどのようにお考えになつておりますか。

○鈴木国務大臣 今回の改正によりまして、世帯主七割に対しまする四割定率国庫負担、そのほかに家族七割給付を実施に移しておられます市町村に対しまして、四十二年度までの計画に従いましてやはり四割定率の国庫負担をすることになるわけであります。これは從来財政調整交付金の中から補助が出ておりますけれども、いわば腰だめの一応のめどをつけての補助でございまして、決算の際におきまして政府が定率四割に相当する部分を義務的に国庫で負担をする、こういう制度に実はなつていなかつたのでござります。今回は、その面において政府の国庫負担についての責任を明確化した。こういうことでございまして、保険者におきましてもそういう前提の上に立つて財政計画等が立てられる、こういう面におきまして保険の面において政府の国庫負担をすることになるわけになります。私は、今回改正是、必ずしも御指摘のように十分なものと考えておりませんけれども、国保の現況から見まして相当の前進がこれによって期せられる、こう考えておるわけであります。

○伊藤(よ)委員 私は、まあ一步前進ではあるとおもほんとうにありがたいことになると思うのでござりますけれども、その点は一举にできないで

も、将来ぜひそういう方向に努力していただきたい

いと思います。

そこで、調整交付金が今まで一割でございましたのが、今回五分に引き下げられておりますけれども、私は調整交付金の内容がよくわかりません

の内容につきましてお伺いたいと思います。

○熊崎政府委員 調整交付金につきましては、たゞいま伊藤先生一〇%を五分に引き下げたというお話をございましたが、御承知のように、調整交付金は四種類の配分を行なつておるわけでございまして、簡単に申し上げますと、普通調整交付

金、これは本来の財政調整機能を果たす交付でござります。それから世帯主の給付改善費交付金、これは御承知のように五割を七割に引き上げたための四分の三。それから三番目に保険料の軽減費交付金、いわゆる低所得被保険者世帯に対する特別な調

整交付金、こういうことで、これは災害その他のために出すのでございますが、その比率を三十九年

度で見ますと、全体を一〇〇といたしまして、世帯主の給付改善費の交付金が三十九年度は四九%になつております。ところが、世帯主の給付改善費交付金といいますのは、世帯主の医療費が非常に予えてまいりますと、五分の金額もワクがふえ

ることには自然増として当然あり得るわけです。その五分のワク内で低所得者の軽減対策をやっておるわけでございまして、したがいまして、低所得者

の軽減対策に回すべき経費は、総体的にふえて

ます。ふえていく範囲内の五分の調整交付金の中では、四十一年度になりますと五四%以上をオーバーしてくるということになりますので、し

たがつてその他の、世帯主以外の財政調整のほうに食い込んでくる。だから、実質的には、普通財政調整の役割りを果たすべきものが、五〇%でし

かるべきものが四〇%前後になるということになつてしまりますと、非常に財政調整の機能を果たす役割りが少なくなつてくるということと、世帯主の増高する分を定率四割のほうに持つてきまつた、このいわゆる五分といふことについて

は、完全な財政調整機能を果たす役割りがとられ得るものというふうに考えておるわけでございます。

○伊藤(よ)委員 いま私はよくのみ込めなかつたのですけれども、その調整交付金は、調整交付金を交付される市町村というのは全体としてどれだ

の五割から七割にした分を、今度国保の四割のほうに振り向けていくから、あと五〇%といふもの

は從来と変わらないというのでござりますけれども、減免などのほうは年々ふえていると先ほど大臣がおっしゃったと思いますが、それは現状どう

いくとすれば、從来と同じ——從来も四九%が、五割から七割に世帯主の分が入つておつたとすれば、やはり残った分につきましては從来と同じで

ですね。むしろ私は、この際こういう観点からすると、從来と同じであつてもふえていくならば調整

交付金は一割にしておくべきだと思うのですけれども、五分にしますと、ふえていく分についてはどういうふうになりますか、減免の状況をひとつお伺いたいと思います。

○熊崎政府委員 調整交付金の五分といいますのは、これは療養給付費総額に対しましての五分でござりますので、根っこの療養費が給付対象の分がふえてまいりますと、五分の金額もワクがふえ

ることは自然増として当然あり得るわけです。その五分のワク内で低所得者の軽減対策をやっておるわけでございまして、したがいまして、低所得者

の軽減対策に回すべき経費は、総体的にふえて

ます。ふえていく範囲内の五分の調整交付金の中では、低所得の軽減対策を、私どものほうとして

は、毎年その対象を拡大していくといいますか、そういう形で処理をいたしておりますけれども、

それで、たとえば九万以上の世帯につきましては、世帯一万五千円の控除を考えておりますのが、これを二万五千円にするとか、場合によつてはそ

れをさらに今後ともふやしていく、また九万円と

して、たとえば九万以上の世帯につきましては、そういうものもさらに引き上げていくといふような措

置でもつて今後低所得対策の拡充をはかつていきたい、こういうふうに思つておるわけでございま

す。

け、どのくらいでござりますか、赤字になつていなところにはやらないわけですね。

○信沢説明員 調整交付金は、いま局長から申し上げましたように四種類ございます。そのうち世帯主の給付改善交付金、つまり世帯主の七割給付に伴るものでござりますが、これは全市町村にまつておられます。それから低所得階層の減額措置についておられます。それから低所得階層の減額措置に伴うものでございますが、これも全市町村にまつておられます。それから普通調整でござりますが、これは必ずしも全市町村にまつておられます。それから低所得階層の減額措置に伴うものでございます。それから低所得階層の減額措置に伴うものでございます。

○信沢説明員 調整交付金は、いま局長から申し上げましたように四種類ございます。そのうち世帯主の給付改善交付金、つまり世帯主の七割給付に伴るものでござりますが、これは全市町村にまつておられます。それから低所得階層の減額措置についておられます。それから低所得階層の減額措置に伴うものでござりますが、これも全市町村にまつておられます。それから低所得階層の減額措置に伴うものでござります。

円によっています。ただし、調整交付金の総額も相当ふえておるわけでございまして、したがつて、三十九年度の二十七億円と申しましたのは全体の調整交付金の中の約一三%を占めておるわけであります。しかし、四十年度は、金額はふえましたにもかかわらず、調整交付金の総額がふえておりますので、全体の調整交付金の中に占める比率は約一二%、一一・七%でございます。そういうように率としては減少しているわけでございまして、そういう意味から減額をすべき対象の金額として、ふえますが、同時に医療費もふえるわけありますので、それの一〇%あるいは五%相当額の調整交付金の金額もふえてくる、こういうふうな關係にあるわけでございます。

○伊藤(よ)委員 どうも私にはよくのみ込めないのですけれども、いずれにいたしましても、今まで一〇%だったものを五%にする。むしろ従来と変わりなければ、多くしなければならないようなときと同じであるということ、また、五%以下のようなことによって、いろいろいまのような减免の措置が押えられたり制限を受けたりしてくるようなどとに、査定とか、どういうことか知りませんが、そういうことになるそれがいかがでございましょうか。

○熊崎政府委員 減免の対象になります施策をどのようにして進めていくかということは、やはり五%の範囲内で行なわれることでござりますけれども、いま国保課長が申し上げましたように、五%という金額は毎年毎年ふえてまいります。ふえてまいりますがゆえに、したがつてその中で行なわれるべき低所得対策も、おのずから、いま申し上げましたように、三十九年度の低所得対策のペーセントは、全体を一〇〇として何%だといふことになるとすれば、絶対額がふえてまいりますので、金額的にもふえてくる。そのふえてきた範囲内で低所得対策をさらに拡充していくといふことはできるわけでござりますし、また、そういうことを当然行なうべき筋合いのものであるといふ

ふうに私どもは考えておるわけでございまして、これはそのまま前年度と同じような対象にしておいても、ふえることはあり得るにしても、しかし、絶対額がふえてまいりますので、さらに低所得対策を拡充するということはそのつど対策としてなし得る、こういうふうに私どもは考えております。

○伊藤(よ)委員 その点は、やはり私は不安に思いますが、自然増していくばかりではなくて、そういう低所得者の減免措置を非常に大幅にふやしていくという見地に立てば、やはり従来と同じペーセントでふえていくことについては足りないと考えます。これはやはりそういう措置が十分に行なわれるためには、従来と同じ五%でなくて、ふやしてもいいと考えるわけなんですが、その点は、この低所得者の負担の軽減をはかることが、十分に行なわれないような事態になりはしないかということを心配するわけでございまして、伊藤委員も御承知のように、昭和三十六年、三十七年におきましては、調整交付金は五%でございました。そのとき、三十七年は五%で八十四億でございました。今回、四十一年度からまた五%にするわけがありますが、私どもの推算によりますと、五%で百六十一億ということで、三十七年当時の倍額に近いものがこの五%でも計上される、こういうことになるわけでございます。

〔松山委員長代理退席、委員長着席〕
この傾向は、私は今後におきましてもある程度続いているのではないか、これが第一点でございます。

○伊藤(よ)委員 その傾向は、私は今後におきましてもあるのではないか、これが第一点でございます。それから第二の点は、私が先ほど申し上げ、また保険局長も申し上げたのでありますが、世帯主の療養給付費の五割から七割へ引き上げにつきました。それから第三の点は、市町村に於ける減免措置が十分に行なわれるよう調整がされると、世帯員一人につきましては、四十一年度におきましては二万五千円、従来一万五千円でございました。それを二万五千円にするというふうなことで基準を設けまして、それに基づいてやっておるわけですが、世帯員一人につきまして四十一年度におきましては、各市町村によつて行なつておるところと、そういうことはありますので、各市町村によつて行なつて、それを全部国が調整交付金で見ておる、こういうことになつておるわけでございます。

○伊藤(よ)委員 その点はその程度にいたしましたが、もう一つ伺つておきたいのは、昨年中に市町村が一般会計から保険財政に入れました額でございますが、それはどれだけでござりますか。

○伊藤(よ)委員 三十九年度におきましては、一般会計から繰り入れましたが、金額にいたしまして八十九億になつております。ところが四十年におきましては、一般会計の繰り入れが七十二億といふことになりまして、一般会計の繰り入れは若干減つておるわけでござります。

○伊藤(よ)委員 これが、先ほど御発表になりましたお見通しによりますと、今後、四十一年度に

おいてはもつと大幅に減つていくわけですから、こ

のままやはり市町村の一般会計から埋めたという

いろいろ質問申し上げているわけでござります。そ

の点どうも私には具体的なことはわからないもの

ですから、やはり心配をいたすわけござりますけれども、従来どおりの一〇%に置いておいてもいいじゃないかといふ気がいたしますが、もう一度伺つておきます。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

○熊崎政府委員 低所得に対する保険料軽減措置につきましては、毎年度保険料の減免、それにつきましては、各市町村が減免措置をとつておるわけでございまして、これにつきましては、その基準に基づきまして各市町村が減免措置をとつておるわけでございまして、これにつきましては、一〇〇%、全市町村について行なわれておるわけ

ういうことになるのでありますけれども、それを

と、従来の一〇%という限度におきますと残りは

いいじゃないかといふ気がいたしますが、もう一

度伺つておきます。

○伊藤(よ)委員 これは、先ほど御発表になりましたお見通しによりますと、今後、四十一年度に

おいてはもつと大幅に減つていくわけですから、こ

のままやはり市町村の一般会計から埋めたとい

ことで、市町村の負担のままに今後もなっていくのですか。

○鈴木國務大臣 保険局長から補足的に内容の分析を数字でもつて御説明申し上げますが、この七十億余りの一般会計からの繰り入れの中には、当然一般会計から繰り入れてしかるべきものが相当あるわけでございます。たとえば法定の給付率以上上の給付を、自主的な立場でそれを行なつておるという場合におきましては、その法定の分を上回つた分につきましては、一般会計から補てんして私は至当である、当然である、かように考えるわけであります。また、保険税等の収納率が非常に低い、全体として九八%とか九七%とかいうような全国の平均に対しまして、七五であるとか八〇であるとかいうような、保険税の収納率が非常に低下をしておるそういう町村におきましては、これはやはり一般会計からその分については補完をする、こういうような措置がとられるわけでござります。それから保健婦さん等を設置していろんな仕事をやつておるのでございますが、その中で、公衆衛生活動といふようなものは、これは住民全体を対象として行なわれる事でございますから、こういう面につきましては一般会計で負担してしがるべきものである。こういふようなものが、七十二億でござりますが、その中には相当の比重を占めておる、こういうことを御理解を願いたいと思うのであります。それがどういふべくいにどろいだ比重で、金額で含まれておるかといふことにつきましては、保険局長から御説明いたします。

○熊崎政府委員 三十九年度の八十九億の内訳を簡単に御説明申し上げます。

保険料の賦課が不足しておるということで三十億、それから法定給付平均以上つまり七割五割、それを八割六割といふうな形でやつております場合の、そのための財源が十九億、それから収納率が悪いという程度のもの、これは金額的には大体五千万程度、それから次に大きいのは事務費の不足といふことで、これが十九億程度、それから大臣が申し上げました、保険施設に充てる

ための経費といいますものが大体十億程度でござります。したがいまして、保険料の賦課が不足しておりますといふものが一番大きい率を示しております。その次が法定給付割合以上のための財源、その次に事務費、いろいろふうな順番になつておきます。

○伊藤(よ)委員 そこで、やはりいまの御説明の中にも明らかになりましたように、保険料の賦課の一いまのは三十九年度ですから、その賦課の不足のためのものが三〇%くらいで、法定給付以上の中のものも相当大きいペーセントなんですね。それで、やはり事務費の不足のためといふものが相当な金額になつておるわけです。だんだん事務費を上げてはいらつしやるわけなんですね。それでも私はこれは非常に問題だと思うのです。よくなれば、われておりますけれども、事務費などは、当然全額、実際に必要な費用は国家で出すべきだと考へるのです。この点、だんだん上げてはおいでになるのですけれども、やはり不足の額が相当部分一般会計、地方の負担になつておるという点につきまして、これはせひほんとに全額を見なければならぬんじないかと思います。

その点が一つと、もう一つ、いまの収納率が不足のためにといふものがござりますけれども、これははどういうのでございましょう。やはり金があっても出さない人があるのですが、一般に困窮のため、低所得のために出しにくいのか、収納率の内容はどういふことでしょうか。

○熊崎政府委員 あとのほうからお答えいたしましたが、収納率が不足するといいますのは、現年度調定額といいまして、一応保険料の見込み額を計算しますが、その分につきまして徴収率が悪いといふことで、その分の穴埋めのため、こういふこととございます。

それから事務費のほうでございますが、三十九年度の決算では確かに十九億程度の率としては非常にウエートが高いあれでございましたが、四十年度五十五円アップをいたしました、また四十年度にはさらに五十円アップといふことで、

二百五十円になつています。三十九年度におきましては百五十円でございましたが、三十九年度から比べますと百円オーバーされることになります。したがいまして、大体四十年度では、事務費の全体の六〇%近くは国でもって確保できます。実はこれは、全部国が見るかどうかと申しますと、その次が法定給付割合以上のための財源の中にも明らかになりましたように、保険料の賦課の中のものも相当大きいペーセントなんですね。それで、やはり事務費の不足のためといふものが相当な金額になつておるわけです。だんだん事務費を上げてはいらつしやるわけなんですね。それでも私はこれは非常に問題だと思うのです。よくなれば、われておりますけれども、事務費などは、当然全額、実際に必要な費用は国家で出すべきだと考へるのです。この点、だんだん上げてはおいでになるのですけれども、やはり不足の額が相当部分一般会計、地方の負担になつておるという点につきまして、これはせひほんとに全額を見なければならぬんじないかと思います。

○伊藤(よ)委員 その点、いまのようにはかの事務と一緒にやつておるという点があるかも知れませんけれども、実質国保の事務をやるために要つた費用といふものは、当然国家で見るというたまえをぜひ実現していただきたいということを、私は強く要望申し上げます。

そこで、先ほど来私がずっと申し上げてきたことは、結論的に申し上げればこういふことなんですね。赤字を埋める、財政を赤字にならないようになつた点が一つだけ加えて御要望申し上げたい点なんですが、各委員からもお触れになつた点ですけれども、医療機関の適正配置がされおりませんために、同じような保険税を払つていながら、病気になると、必ずしも僻地といわられないようなところにおきましても、山を越えて診察を受けに行くといふようなところがたくさんございます。私は、ことしの一月、私の選挙区をいろいろ用事で歩いておりましたときにも、おばあさんが山を歩いておられたので車に乗せてあげましたら、かぜを引いてお医者に行くために、これから山を越えて何里も歩いていくのだと考へるのですが、先ほど来厚生大臣も、できるだけ低所得者の負担を少なくしていくということをおつしやつておりますけれども、私はいま限界に達しているといふことは非常に重大な問題だと私は考へるのですが、先ほど来厚生大臣も、できるだけ

げることによってそれをまかなっていくという形は、いまやもう限界であると考えておりますので、医療費がかさんで、また、財政が赤字になれば来年度また保険料を上げていくというふうなことはならないようだ。そういう点について大臣のお考えをこの際ぜひ伺つておきたいと思います。

○鈴木國務大臣 伊藤委員のおっしゃつておる御趣旨は私も十分理解ができるのであります。そこで、中には、市町村によりまして非常に高額の老齢者をかかえておるとか、あるいは兼務でやつておるものを見つかるとか、いろいろな実態があるわけでございまして、今度の私ども四十一年度の予算措置によりまして、事務費の実態といふものは、各市町村とも相当よくなっているのを国保の事務費のほうで見るとか、いろいろな実態があるわけでございまして、そのことに対する対策として考えられた措置でございます。今後におきましては、先ほど申し上げておりますように、わが国の医療保険全体につきまして根本的な再検討を加え、そして国の負担等がどうあるべきか、被保険者の負担はどういふべきか、また、医療費等においてむだな点がないかどうか、そういう全体として制度の再検討を加えまして、被保険者の負担がこれ以降高してまいらないように政府としても十分対処していきたいと考えております。

○伊藤(よ)委員 もう一つだけ加えて御要望申し上げたい点なんですが、各委員からもお触れになつた点ですけれども、医療機関の適正配置がされおりませんために、同じような保険税を払つていながら、病気になると、必ずしも僻地といわられないようなところにおきましても、山を越えて診察を受けに行くといふようなところがたくさんございます。私は、ことしの一月、私の選挙区をいろいろ用事で歩いておりましたときにも、おばあさんが山を歩いておられたので車に乗せてあげましたら、かぜを引いてお医者に行くために、これから山を越えて何里も歩いていくのだと考へるのですが、先ほど来厚生大臣も、できるだけ

る疾病に対しましては、この医療保険とは別の、国の施策としまして対策もあるわけであります。しかし私は、先ほど申し上げましたように、そういう制度があるからといって、国保の世帯主の給付が現状のままで十分であるといらぐあいには考えておりません。他の制度との均衡という問題もございますので、この問題につきましては、抜本策を検討する際の重要な一つの問題点として検討してみたいたと思つております。

○吉川(兼)委員 去る三十七年八月の社会保障制度審議会の答申の中でも、分べんに關する給付につきまして、最近における人口構造の推移から見て、特に人口資質の向上をはかる必要性があり、健全な子供の出産はその基礎をなすものである、こういう意味からいたしまして、分べんにつきましては現物給付の方法をとつて、必要な実費をカバーできる程度にまで給付内容を充実し、そして産前産後の健康診断を行なうことも考慮すべきであります、こういうふうに行なわれてあつたと思うのであります。政府は今日に至るも依然として一件当たり二千円を補助対象とするなどさつておるのでございますが、厚生省におきましてはそれで十分とお考えであるのかどうか、さらに、ついでに葬祭費についてもどういうふうに考えておるのか、あわせてお聞きしておきたい。

○熊崎政府委員 分べん費につきましては、先生御指摘のとおり二千円ということになつております。現金給付をやつておりますが、御指摘の現物給付の問題につきましては、多年の問題点として

御指摘のとおり二千円といふことになつております。現金給付をやつておりますが、御指摘の現物給付の問題につきましては、多年の問題点として

分考えてまいりたいと思います。
○吉川(兼)委員 病院手当あるいは育児の手当金、これらはいずれも任意の給付となつておるのではあります。市町村におきますこれらの実施状況を、この際簡単に開きしておきたいのであります。さらに、これらの給付を、厚生省は将来任意給付から義務給付に変更する意思はないのか、一緒に伺ひしておきたい。

○熊崎政府委員 実態を申し上げますと、任意給付の状況でござりますが、四十年の四月現在で、助産給付は全部やつております。それから保育手当でやつておりますのは、千二百四十の市町村でございます。以上が実態でござりますが、この任意給付を今後どうするかということにつきましては、御趣旨の点も十分われわれとしては考えまして、根本的な問題として検討してまいりたいと思っております。

○吉川(兼)委員 次は、事務費でございますが、現在は全額国庫負担をたてまえとしておるのではございますが、実際は、国の交付と市町村の実支出というものが、相当な差があるわけでござります。このことが、とりもなおさず地方の国庫財政を赤字にする大きな原因になつておると見られるのですが、本年は二百円を二百五十円に引き上げておりますけれども、もちろんこれでは、なお大きな不足であります。今後市町村の実績等を基礎にいたしまして、もっと豊富に交付すべきであると思ひますが、この点につきまして大臣から……。

○谷口委員 大臣にはお初にお目にかかるわけであります。いろいろな点で二時間ばかり質問を用意したのです。ところが、私も同じく十分間といふことで、全部やめまして、ただ二、三點だけ伺つてみたいと思います。私は、ここで大臣と団交する気はないのだけれども、ただ、政府のやうとしておること、あるいはやつておること、このことについて国民の知りたい点を三點ほど聞きます。

最初に、今度の法改正で、國の負担が率の上でよけいになるのですかならないのですか、その点、お伺いします。

○鈴木国務大臣 四十年度までに至る國の負担より、国庫負担は増額されることになると思います。それだけ市町村のこの国保の財政といふものは、従前よりも安定的な方向に私は進む、かようになります。金額が多くなるのは、この予算書を見ればわかりますよ。大臣も盛んに言つておられるわけです。しかし、私の聞きたいのは、大体國民健康保険の場合の國の負担といふのは、いろいろな方式がありますけれども、結局定率でやつておるだけ市町村の実情に合つてやうな、彈力的な考え方でこの配分を適正にやつてまいりたい、実情にできるだけ沿うように配分してみたい、こう考えて、ただいま事務当局でその具体的な措置を検討させておる段階でございます。

○吉川(兼)委員 私は、以上五点についてかけ足ります。さらに、これらの給付を、厚生省は将来任意給付から義務給付に変更する意思はないのか、一緒に伺ひしておきたい。

○鈴木国務大臣 四十一年度の推算でまいりますと、四五%に当ります。したがいまして、率でありますと、四%だけは調整交付金のほうでそれだけ増額される、財政調整のほうにそれだけ多く回る、こういうことになるわけであります。

○谷口委員 そこにからくりがあるのであります。あなたは、さつきからふえた、ふえたと言つて、外へ出て見ると、みんなが今度の改正でふえるのだと思つていています。ふえぬのです。いまあなたは四%ほどとおつしやいましたけれども、これはいま申しましたとおり、この間、人に聞きますと二%くらい、つまり一割の中の二%。そのからくりは、いたしましたとしても四十年度で四%

に相当するかもしませんし、あるいは私が聞いたときのように、二名に相当するかもしません。つまり、五一と四八といふ割合になるか、五四と四六になるかといふ、割合はいろいろあると思うのです。その点をここでせんざくしておつたら、それはもう十分ぐらいで済みません。

〔齋藤委員長代理退席、委員長着席〕

結局これが、かりに私がこの間聞いた五一と四八だとしまして、大臣のおっしゃるそれは倍になるわけですが、それで計算すると国庫負担金というのが四〇%、それから調整交付金で5%ありますから、總計して四五%、大ざっぱな言い方をしますとそういうことになる。その中の割合を計算してみると、結局大臣がいま盛んにやがましく言っている増額の分は、大体四五・四%くらいの上がりになると思うのです。つまり〇・四%余りが上がるということになる。これを医療費は総額三千億としますと、これは約一二億円ほどになります。これを二千八百の市町村に割りますと、一市町村に対しまして月に約三万円ですね。それで上げた上げたと言るのは、ちょっとおかしいですよ。今度の法改正では上がらぬのだということをはつきり言いなさい。それをはつきりしなさい。

○鈴木国務大臣 谷口さんは何を言わんとしておるのか、私は御趣旨が理解できないのであります。今回の国庫負担の四割定率化によりまして、私は、今日までの国保の財政よりは政府の責任が明確化いたしますから、それだけ保険財政の安定の面には寄与する、こういうぐあいに確信をいたしております。

○谷口委員 それは私の質問に対する答弁と違います。そのことはまた別に言つてもいいと思うが、ここでは時間がないから言いません。私も吉川君と同じように、いろいろな形で出しているので、はつきりと国庫負担として四〇%出すというよにきめたのだから、その点では非常に整理されていいと思うのです。その点だけを言えればいいと思うのです。ちょうど坊主が彼岸の供養に来た場合に、お布施だとか車代だとかお菓子料だと

か出しておったものを、今度全部お布施に突っ込んだけであつて、中身はちつとも変わらない。たのことはいですよ。しかし、その金をよけいに出すのだということを盛んに政府は言つているのになつて、今度の改正案ではその点が違うのです。だから、上がるのじゃないというのをだ。だけれども、そしやないのだ。現行法でも、医療費が上がれば出さなければならないようになっています。改正案と同じように金を出している現在でも、それができないところが残つてゐるでしよう。しかも、さつきからいろいろ聞いておりますと、いはつきりここで認める点が一つです。上がるのと言うのだつたら言つてどちららしい。上がるのは、一市町村に対しまして月三万円ほどよいに出すといふことです。恥ずかしくて話にならぬ。これ以外に上がることがあることがあつたら言ひなさい。

○鈴木国務大臣 定率化四割というのは、これは政府が決算にあたりまして責任を明確にいたしました。従来は、調整交付金でやってましたけれども、定率化四割といふのは、これは政府が国保財政につきましての対策を講じます際に、はつきりこの基礎の上に立つてその年度の財政対策も立てることができ、その点が必ずしも年度を越えていた決算の際に、国の国庫負担、財政的な援助といふ面が、責任を明確にするという面から言いますと十分でなかつた、こういう点があつたのであります。今回はその点が明確になり、各市町村団体が国保財政につきましての対策を講じます際に、はつきりこの基礎の上に立つてその年度の財政対策も立てることができ、そういう面からい

たしまして、私は、各市町村においてもこれを歓迎しておる、こういうぐあいに確信をいたしておるのであります。

○谷口委員 その点は大臣言つたとおりだ。お布施一つにしたから便利になつたということで、たいしたことないのだ。だけれども、あなたは、そのことで中身が上がつていているということは言えぬでしよう。上がるんだ、上がつたんだと言えぬでしよう。そののはないのだとしょ。上がつておらぬのだ。上がるのはしないのだとしょ。お布施の問題はいいですよ。これはけつこうです。

○鈴木国務大臣 御承知のように、家族七割給付は三十九年度から四カ年計画で、年次計画で実施をいたしておるわけであります。その年次計画で実施をいたします市町村に対しまして、国庫四割定率負担をしよ、こういうことであり、現在すでに実施に移しております町村等の財政事情から考えまして、私はこの計画は今回の政府の措置と相まって十分実施できるもの、このように考えております。

○谷口委員 こういう押し問答をやつてしまふのがないのでですが、あなたが幾らでくる。そう思つていてもだめです。京都なんか、さしつめできませんね。だつて料金を上げるか、借金するか、國が出さかする以外にないじゃないですか。料金を上げるより借金してやれといふのですから、料金を上げないで済んだつて同じです。むちやくちやですよ。だから、あなた方はどう思つておるかよりも、政府がやろうとしていること自体の中で、どうして保険料を上げるか、あるいは赤字をふやして借

金するかということにならざるを得ぬことをあなた方はきめておいて、それで前進とか前向きとか改善とか、おかしいですよ。(「共産党の言ふこと、社会党は賛成だ」と呼ぶ者あり)賛成だね。社共統一だ。(笑声)それはわかった。だから、それも答弁がはつきりしましたからわかりました、時間がないので残念です。

今日は、調整の問題ですけれども、みんな触れていました。私は、これはこの十分の中でもやるつもりでおったのですが、時間がないからやめますが、各制度間の調整とか、あるいは総合とか、そういうたぐいの総合調整の問題ですね。そ

ういう問題でも、結局これは金の問題ですよ。よく聞いてください。金があればできるんです。金がないのですよ。だから、各制度のアンバランスをなるべく平均化していくとかなんとかいうこ

とになら、やはりそのほうでやらなければだめじゃないですか。それで、もう料金は出さない、これ以上ふやさないといふような状況だし、赤字ができたら困るんだから、国が出す以外に道はないのですね。こいつをはつきりしませんとだめなんだが、この間の健康保険の改正でも、政府は

国の定率化した補助をやるということをやらなかつた。今度の場合でも、上げたんだ、上げたんだ、いいようにしたんだということを盛んに言つておるが、聞いてみると何も上がらぬということ

ですから、これはどうも調整とかなんとか言いますが、だめだと思いますが、私はそれについて実は意見を持っております。

国民健康保険の場合、一番不本意に思つているのは世帯主と世帯全部にかかるということです。

保険料を出す場合、これは他の被用者保険なんかと違うのです。被用者保険があつて、これは保険

料を出すという場合には、家族は扶養家族になります。国民健康保険の場合は違うわけですね。もし各制度との間にアンバランスをなくしていくこうといふのだったら、これはまずやめるべきだ。これが一点です。

それから保険料の取り方も、いまの取り方は取

りほうだいになつてゐるのですね。国民健康保険の場合は、保険料の名前で言おうと保険税の名前で言おうと、取りほだいになつておる。これにやはりちゃんと、政府管掌なら政府管掌の限度にすべきだといふよな、何かそういう方向ではつきり衛どめをすべきだ。

それから、低額所得者の集中しているのは国民健康保険ですね。ほんとうに保険料なんか払えないところがたくさんおるのが国民健康保険です。

やはりここでの減免の水準をもつと上げるべきである。ぼくたちは、税金の上では、所得百万円以下は無税にせよといふことを所得税において言つております。つまり、そういう限度にまで引き上げていく必要があります。

それから、給付の問題は、やはり十割やらなければなりませんから、そういう点ですべてが国庫補助にかかりますが、そういう点での国庫補助の問題を考えなければ、この医療制度全体にわたつてのその制度に關して、国民健康保険の前途はな

いといふよう私どもは思うわけであります。

また、国民健康保険の場合は、被用者保険と違いますから、資本家負担といふものがないわけ

なるのは当然です。そこらを原則的に考えなければだめだと思うのです。その点を強調しておきました。

午後三時三分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

く必要があると思う。この点をはつきりしておきまして、私の質問を終ります。

○田中委員長 午後二時三十分まで休憩いたします。

午後三時四分休憩

(目的)

第一条 この法律は、國が、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働者の職業の安定と經濟的社會的地位の向上とを図るとともに、國民經濟の均衡することを促進して、労働者がその有する能

力を有効に發揮することができるよう

にし、これを通じて、労働者の職業の安定と經濟的社會的地位の向上とを図るとともに、國民經濟の均衡ある發展と完全雇用の達成とに資することを目的とする。

第二条 この法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するよう努めなければならない。

(定義)
第三条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

(国の施策)
第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。
一 各人がその有する能力に適合する職業につくことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

第五条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

第六章 中高年齢者等の雇用の促進(第十九条・第二十条)

第七章 総則(第一条・第三条)

第八章 履用対策基本計画(第四条・第五条)

第九章 求職者及び求人者に対する指導等(第六条・第十条)

第十章 技能労働者の養成確保等(第十二条・第十三条)

第十一章 職業転換給付金(第十三条・第十八条)

第十二章 雜則(第二十一条・第二十四条)

第十三章 第一章 総則
附則

三 労働者の雇用の促進とその職業の安定とを

考え方があつて、これはもう労働者も國民も絶対に計せぬことだから、それはそういうことでやる

のだったたら大闘争になるということを覺悟してお

図るため、住居を移転して就職する労働者そのための住宅その他労働者の福祉の増進に必要な施設を充実すること。

四 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

五 不安定な雇用状態の是正を図るために、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

六 その他労働者がその有する能力を有效地に発揮すること。

2 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間ににおける就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有效地に発揮することの妨げとなつている雇用慣行の是正を期すように配慮しなければならない。

第二章 雇用対策基本計画

(雇用対策基本計画の策定等)

第四条 国は、労働者がその有する能力を有效地に発揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画(以下「雇用対策基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 雇用の動向に関する事項
- 2 前条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 履用対策する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。

3 履用対策する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。

2 労働大臣は、雇用情報を、職業紹介機関が職業指導、職業紹介等を行なうに際して活用せることとともに、広く求職者、求人者その他の関係機関が利用することができるよう配慮しなければならない。

3 労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行なわれるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

4 国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関する特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定めることができる。

5 労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

6 労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるところに、その概要について雇用審議会の意見を聞くこと。

7 労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8 前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第五条 労働大臣は、必要があると認めるときには、関係行政機関の長に対しても、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果(以下「職業に関する調査研究の成果」という。)について準用する。

(求職者に対する指導)

第六条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるよう努めなければならない。

(求職者に対する指導)

第七条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果又は職務導導することにより、求職者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するよう努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求職者に対しても、雇用情報を提供し、かつ、これに基づき求人の時期、人員又は地域その他の求人の方針について指導することができる。

(雇用に関する援助)

第十一条 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言

なわれるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

(職業に関する調査研究)

第七条 労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他の職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果(以下「職業に関する調査研究の成果」という。)について準用する。

2 国は、公共の職業訓練機関が行なう職業訓練と事業主又はその団体が行なう職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行なわれ、事業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるように図らなければならない。

(技能検定制度の確立)

第八条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるよう努めなければならない。

(求職者に対する指導)

第九条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき求人の内容について指導することにより、求職者が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するよう努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求職者に対しても、雇用情報を提供し、かつ、これに基づき求人の時期、人員又は地域その他の求人の方針について指導することができる。

(職業転換給付金の支給)

第十三条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者又は事業主に対しても、政令で定める区分に従い、次の各号に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

1 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るために給付金

2 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

3 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金

4 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

5 求職者を作業環境に適応させる訓練を行な

その他の措置を行なわなければならない。

(第四章 技能労働者の養成確保等)

第十四条 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

うことを促進するための給付金

六 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

(支給基準等)

第十四条 職業転換給付金の支給に關し必要な基

準は、労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用にあたつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参考し、求職者の雇用が促進されるよう配慮しなければならない。

(国の負担)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

(譲渡等の禁止)

第十六条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利について、國税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、職業転換給付金(事業主に対して支給するものを除く)を標準

として、課することができない。

(連絡及び協力)

第十八条 公共職業安定所、都道府県及び雇用促進事業団は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行なわれるよう相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第六章 中高年齢者等の雇用の促進

(雇用率等)

第十九条 国は、別に法律で定めるところにより、事業主に雇用されている労働者のうちに中高年齢者又は身体に障害のある者が占める割合が一定率以上になるように必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、事業主その他の関係者に対して、中高

年齢者又は身体に障害のある者の雇用を促進す

るため、資料の提供その他の援助を行なうもの

(適職の選定等)

第二十条 労働大臣は、中高年齢者又は身体に障害のある者の能力に適合すると認められる職種を選定して、これを公表するとともに、中高年

齢者又は身体に障害のある者がこれらの職種の労働者として雇用されることを促進するよう努めなければならない。

第七章 雜則

(大量の雇用変動の場合の届出等)

第二十一条 事業主は、生産設備の新設又は増設、事業規模の縮小その他の理由による雇用量の変動について、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

第二十二条 略

(職業紹介等の基準)

2 国又は地方公共団体の任命権者(委任を受けた者に任命権を行なう者を含む)は、前項に規定するものについて、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

第二十三条 略

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(印紙税法の一部改正)

第二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第五条第六号ノ十ノ十一の次に次の二号を加える。

六ノ十ノ十二 届用対策法第十三条第一号乃至第四号及第六号ニ掲タル給付金(事業主ニ対スル給付金ヲ除ク)ニ閤スル証書、帳簿

(職業安定法の一項改正)

第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則」を「第三章の二 中高年齢者の雇用」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「雇用対策法の一部を改定する」と相まって「を加える。

第二十二条 都道府県知事又は公共職業安定所長は、職業転換給付金の支給を受け、又は受けた者から当該給付金の支給に關し必要な事項について報告を求めることができる。

(船員に対する適用除外)

第三条第一号中「及び国民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること」を削り、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該當する者は五千円以下の罰金に處する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第十四条中「資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大すること」を「資料を集めよう」に改める。

(職業紹介等の基準)

第十五条の二 労働大臣は、身体に障害のある者の失業者その他職業につくことについて特別の配慮を必要とする者に対する行なわれる

職業紹介及び職業指導の実施に關し必要な基準を定めることができる。

第十六条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第十二条の見出しを「(職業指導の実施)」に改める。

第二十五条の二中「労働力の需要供給の状況

その他の職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改める。

第二十五条第三第二項第五号中「補導」を「指導」に改め、同条第五項中「職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改め、同条第六項中「職業安定局長が文部大臣に指名する官吏と協議し、この法律の規定に基づいて」を「労働大臣が文部大臣と協議して」に改める。

第二十九条中「図るため」の下に「雇用対策法の規定に基づき」を加える。

第三十一条中「及び第二十九条の手当の支給の基準」を削る。

第三十三条の二第三項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項

の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務に關する基準を定める

とができる。

第三十八条第一項中「公共職業安定所長は」を「労働大臣又は公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより」に、「必要」を「特に必要」と改め、「第三十五条の下に「又は第三十六条ただし書」を加え、「募集時期、募集人員、募集地域又は募集時期」を「募集時期、募集人員、募集地域その他募集方法」に改め、「文書による」を削り、同条第二項中「募集地域、募集人員」を「募集時期、募集人員、募集地域」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 中高年齢者の雇用
(雇用率の設定等)

第四十七条の二 労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者(労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項及び次条において同じ。)の雇用率を設定することができる。

常時労働者を使用する事業所の雇用主は、前項の規定により雇用率が設定された職種の労働者の雇入れについては、常時使用する当該職種の中高年齢者である労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、当該職種の中高年齢者の雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる。)以上であるように努めなければならない。

(中高年齢者の雇入れの要請)

第四十七条の三 労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないものである労働者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な

措置をとることを要請することができる。

第四十八条第二項中「又は第二十九条の手当の支給に關し必要な事項」を削る。

第五十五条の二を削る。

(職業安定法の一一部改正に伴う経過措置)
第四十四条 地方公共団体が実施する職業安定法第二十六条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用

又は都道府県がこの法律による改正前の同法第二十九条の規定により支給する手当に要する費用で、この法律の施行の日の前日までに係るもの(この法律の施行の日以後に支出されるものも含む)についての国庫の負担については、なほ従前の例による。

(労働省設置法の一一部改正)
第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のよう改正する。

第四条第三十二号の八の次に次の二号を加える。
(労働省設置法の一一部改正)
第三十二条の九 雇用対策法(昭和四十一年法律第一号)に基づいて、雇用対策基本計画の案を作成し、及び職業転換給付金の支給基準を定めること。

第四条第三十五号を次のよう改める。
三十五 労働者の募集に關し、その時期、人員、地域等について制限すること。

第十一条第一項第一号を次のよう改める。

一 雇用対策基本計画の策定に關すること。

第十四条第一項第八号中「前各号に掲げるものの外」を「前各号に掲げるもののほか、雇用対策法(職業訓練、技能検定その他労働者の技能の向上に關する部分を除く。)に、職業に關すること」を削る。

第十八条第一項中「権限は」の下に「雇用対策法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

(職業訓練法の一一部改正)

第六条 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十一号)の一部を次のよう改正する。

第一条中「この法律は」の下に「雇用対策法

(昭和四十一年法律第一号)と相まって」を加える。

第四条第一項中「計画を定めるにあたつては、の下に「雇用対策法第四条第一項の雇用対策基本計画に対応し、かつ」を加える。

第十二条第一項中「求職者に對して」の下に「雇用対策法の規定に基づき」を加える。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一一部改正)
第七条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のよう改正する。

第十九条第六項中「同法第三十五条」を「雇用対策法(昭和四十一年法律第一号)第十六条本款(身体障害者雇用促進法の一一部改正)

第八条 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百三十三号)の一部を次のよう改正する。

第八条第二項中「身体障害者に對して」の下に「雇用対策法(昭和四十一年法律第一号)の規定に基づき」を加える。

第九条 第九条を次のよう改める。

(雇用促進事業団法の一一部改正)
第九条 第九条を次のよう改める。

第八条 第九条を次のよう改める。

(雇用促進事業団法の一一部改正)
第九条 第九条を次のよう改める。

第九条 第九条を次のよう改める。

(雇用促進事業団法の一一部改正)
第十一条 第十一条を次のよう改める。

第十一条 第十一条を次のよう改める。

第十二条 第十二条を次のよう改める。

第十三条 第十三条を次のよう改める。

第十四条 第十四条を次のよう改める。

第十五条 第十五条を次のよう改める。

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

第十九条 第十九条を次のよう改める。

第十九条第一項第一号を次のよう改める。

二 削除

第十九条第一項第六号を次のよう改める。

六 削除

第十九条第二項中「(同項第一号及び第六号に

掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。)」を削り、同条第三項を次のよう改める。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、次の業務を行なう。

一 移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

二 建設業その他事業の実施が季節の制約を受ける業種であつて、政令で定めるものに属する事業を行なう事業主に対して、年間を通じて、事業を行ない、かつ、労働者を雇用するため必要な設備の配置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

三 事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

二 建設業その他事業の実施が季節の制約を受ける業種であつて、政令で定めるものに属する事業を行なう事業主に対して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なうこと。

罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今後における労働力の需給の動向にかんがみ、労働者がその有する能力を有効に發揮することが定められることとし、雇用対策基本計画の策定、これに基づく職業指導、職業紹介等の諸施策の充実、職業転換扶助金の支給等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、駐留軍労働者が日本國に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への再就職を容易にするため必要な措置を講じ、もつて駐留軍労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。(定義)

第二条 この法律で「駐留軍労働者」とは、アメリカ合衆国の軍隊及び日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(イ)に規定する諸機関に労務を提供するため、同協定第十二条第四項の規定に基づき我が國が雇用する者をいう。

(解雇制限)

第三条 防衛施設庁長官は、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い駐留軍労働者を解雇しようとするときは、あらかじめ、解雇時期、解雇事由その他労働省令で定める事項を記載した書類を提出して、労働大臣の同意を得なければならない。

2 労働大臣は、解雇されようとする駐留軍労働者が第四条の規定により作成された雇用計画に

基づく職業その他の安定した職業に就くことが確実であると認める場合のほかは、前項の同意をしてはならない。

3 労働大臣は、第一項の場合において同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきかなければならぬ。

4 第一項の場合において、労働大臣の同意を得ないでした解雇は、無効とする。

(雇用計画)

第四条 労働大臣は、必要があると認めるときは、駐留軍労働者雇用安定審議会の意見をきいて、アメリカ合衆国軍隊の撤退、移動、部隊の縮少又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い生ずる余剰の駐留軍労働者の安定した職業を確保するための雇用計画を作成するものとする。

(転職促進の措置の実施)

第五条 労働大臣は、駐留軍労働者の転職を容易にするため、職業指導、職業紹介及び公共職業訓練その他労働省令で定める措置(以下「転職促進の措置」という。)が効果的に関連して実施されるようしなければならない。

(関係機関の責務)

第六条 公共職業安定所その他の職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、転職促進の措置の円滑な実施を図るために、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

(駐留軍労働者雇用安定審議会)

第七条 公共職業安定所長は、第三条の規定によりした不同意に係る駐留軍労働者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、期間を定めて転職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

(公共職業安定所長の指示)

第八条 前条第一項の指示を受けた駐留軍労働者は、労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

4 委員は、学識経験のある者から、労働大臣が任命する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前五項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(船員である駐留軍労働者に関する特例)

(指示を受けた駐留軍労働者の義務)

第八条 前条第一項の指示を受けた駐留軍労働者は、その転職促進の措置の実施に当たる職員の指導に従うとともに、自ら進んで、すみやかに転職するよう努めなければならない。

(不同意の取消し等)

第九条 労働大臣は、第七条第一項の指示を受けた駐留軍労働者が正当な理由がなく当該指示に従わないと認めたとき、又は第四条の規定により作成された雇用計画に基づく職業その他の安定した職業に就くことが確実であると認めるときは、当該駐留軍労働者に係る第三条の規定によりした不同意を取り消し、同条の同意をしなければならない。

2 第三条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(就職促進指導官)

第十条 労働大臣は、第七条第一項の指示を受けた駐留軍労働者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員)の転職促進の措置(以下「転職促進の措置」という。)が効果的に関連して実施されるようしなければならない。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、船員法(昭和二十二年法律第一百号)又は民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により解雇の予告、雇入契約の解除の申入れ又は解約の申入れに係る解雇については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

4 第四条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三 駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律(昭和四十一年法律第百六十二号)に基

づいて、駐留軍労働者の雇用計画を作成すること。

第五条第一項第八号中「及び港湾労働法(第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。)」を「港湾労働法(第六章及び第八章の規定のうち他の所掌に係る部分並びに第七章の規定を除く。)及び駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律」に改める。

第六条第一項の表中身体障害者雇用審議会の項の次に次のよう加える。

駐留軍労働者、駐留軍労働者の諸間に応じ、安定審議会に付する事項を調査審議すること。

第十八条第一項中「及び港湾労働法(これに基づく命令を含む。)」を「港湾労働法(これに基づく命令を含む。)及び駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律(これに基づく命令を含む。)」に改める。

第二十二条の表中「一五、〇九六人」を「一五、一三九人」に、「二五、三二三人」を「二五、三五六人」に改める。

理由

駐留軍労働者が日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の撤退等に伴い解雇される場合において安定した職業への就職を容易にするための必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案
(目的)
本案施行に要する経費としては、約二十億円の見込みである。

第一条 この法律は、国有林野事業に主としてその生計を依存している労働者の常時雇用を促進するために必要な措置を講じ、もつてこれらの労働者の生活の安定を図るとともに国有林野事業における労働力の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国有林野事業」とは、国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野の管理經營の事業及び治山事業並びにこれらに附帯する事業をい

う。

この法律において「国有林労働者」とは、国有林野事業に従事する一般職に属する国家公務員をいう。

(常時雇用)

第三条 国は、国有林労働者(常時雇用される者を除く。)として前年度及び前前年度においてそれが繼續して六箇月以上雇用された者は前年度において繼續して十二箇月雇用された者に

ついては、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならない。ただし、当該労働者が國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三十八条の規定に該当する場合及び心身の故障のため国有林野事業に従事するのに適しないと認められる場合は、この限りでない。

(事業量の増大等)

第四条 国は、前条の規定によつて雇用する国有林労働者が一年を通じて労働することができるようにするため、できる限り、新規国有林野事

業の開拓、国有林野事業の民間委託による実施の廃止等の措置により国が直接実施する国有林野事業の事業量の増大を図るとともに、国有林野事業の実施については、年間を通じての各月の作業量がおおむね平均するように計画してこられを行なわなければならない。

(再雇用)

第五条 国は、前年度において繼續して六箇月以上雇用した者で第三条の規定により常時雇用する国有林労働者(常時雇用される者を除く。)とする。この場合においては、同条ただし書の規定は、当該労働者が希望するときは、これらの者を常時雇用する国有林労働者以外の国有林労働者として雇用するよう努めなければならない。

第六条 国は、降雪又は積雪により休業する場合においては、その休業期間中当該常時雇用する

国有林労働者に対して、給与準則の定めるところにより、その平均賃金(次条の規定により読み替えられた労働基準法(昭和二十一年法律第49号)第十二条の平均賃金をいう。)の百分六十以上の手当を支払わなければならない。

第七条 常時雇用する国有林労働者に対する労働基準法及び国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の適用については、労働基準法第十二条第三号中「使用者の責に帰すべき事由」とあるのは「使用者の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」と、国家公務員災害補償法第四条第三項第三号中「國の責に帰すべき事由」とあるのは「國の責に帰すべき事由又は降雪若しくは積雪による休業」とする。

(平均賃金等の計算の特例)

第三条 国は、すべての労働者の最低賃金額は、中央最低賃金委員会が決定する。

(全国一律最低賃金額の決定)

第七条 前項の最低賃金額は、基本たる賃金(職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、中央最低賃金委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)が月、週、日又は時間によつて定められている労働者について、それぞれ、月、週、日又は時間によつて定めるものとする。

(附則)

この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

理由

この法律は、公布の日から起算して二箇月を経過した日から施行する。

過

る。

3 中央最低賃金委員会は、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定めのなされた同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、第一項に規定する最低賃金額を下らない金額で、別に決定することができる。

第四条 基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合

一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額を

るものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

本案施行に要する経費としては、初年度約一億一千四百円、平年度約五億二千万円の見込みである。

最低賃金法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第二十八条第二項の規定に基づき、労働者の最低賃金に関する事項を定める

(この法律的目的)

たるに値する生活を確保するために必要な諸品目及びその数量を基礎として算出された経費をいう。以下同じ。)一般賃金水準その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

(最低賃金額の決定の基準)

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適

用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日に規定する所定労働時間とこえる時間の労働に對する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

三 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金（前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。）の支払を受ける場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定めた賃金の基礎となつた期間を算定するには、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとする。

（全国一律最低賃金額の改正）

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に少なくとも一回、第三条に規定する最低賃金額が適当であるかどうかについて審議を行ない、適当でないと認めたときは、その金額の改正の決定をしなければならない。

二 中央最低賃金委員会は、第十六条の規定により調査した必要生計費が、第三条に規定する最低賃金額の基礎となつた必要生計費に比して、当該最低賃金額の改正の決定をしなければならない。

（労働大臣の再審議の請求）

第八条 中央最低賃金委員会は、第三条又は前条の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金額が適当でないと認めたときは、当該通知があつた日から起算して一箇月以内に中央最低賃金委員会に対し、理由を附して再審議を求めることができる。

3 中央最低賃金委員会は、前項の規定により再審議を求められたときは、その最低賃金額について再び決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定により再審議を求められたときは、その最低賃金額について再び決定又は改正の決定をしなければならない。

（労働協約に基づく産業別最低賃金）

第九条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第三条の規定にかかるらず、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金（第六条第一項各号に掲げる賃金を除く。以下この条において同じ。）の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む）の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、第三条に規定する最低賃金額をこえる額で、その一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の全部についての最低賃金額を決定することができる。

（労働協約に基づく産業別最低賃金の効力の存続）

第十条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 前条に規定する労働者はこれを使用する使用者で同条の申請に係る労働協約の適用を受けているものは、前項の規定による公示があつた日から起算して一箇月以内に中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会に、異議を申し出

ることができる。

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過するまでは、前条の決定をすることができない。

4 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一箇年の範囲内の期間を限つて猶予し、又はその期間最低賃金額について別段の定めをすることができる。

（労働協約に基づく産業別最低賃金の改正等）

第十二条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条に規定する最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低賃金委員会）

第十三条 第九条に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

（公示及び発効）

第十四条 労働省は、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会と/orする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日（第九条又は第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を有する。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日（第九条又は第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を有する。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日（第九条又は第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を有する。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日（第九条又は第十二条の規定による最低賃金の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を有する。

- 7 最低賃金委員会に会長を置く。
- 8 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。
- 9 会長は、最低賃金委員会の会務を總理する。
- 10 最低賃金委員会に關する事務を處理させるため、最低賃金委員会に事務局を置く。
- 11 前項の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。
- 12 この法律に規定するもののほか、最低賃金委員会に關して必要な事項は、政令で定める。
- (会議)
- 第十五条 最低賃金委員会の会議は、会長が招集する。
- 2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 第三条、第七条又は第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九条又は第十一条の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員の一一致で決する。
- 4 前項に規定する決定をするに當たつては、まず使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するよう努めるものとする。
- (必要生計費等の調査及び公表)
- 第十六条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。
- (権限)
- 第十七条 第九条及び第十二条に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事案及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案で中央最低賃金委員会が全国的に関連があると認めて中央最低賃金委員会

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行

政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に關しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

(合理的な賃金体系の確立との公正な運用)

第二十九条 労働基準法の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除

第一百四十四条中「第二十二条第三項」の下に「、第二十

八条第一項」を加える。

第一百九十九条第一号中「第二十二条第一項」の下に「、第二十八条第一項」を加える。

第二百二十一条第一号中「第二十七条」を「第二十

六条」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

4 この法律の施行前にした附則第二項の規定による廃止前の最低賃金法の規定に違反する行為

及び附則第三項の規定による改正前の労働基準法第二十七条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員の給与についての立法措置)

5 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(国会職員法の一部改正)

6 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「最低賃金法(昭和三十四

年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十一年法律第一号)」に改める。

(船員法の一部改正)

7 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

8 第五十九条を次のように改める。

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に関する命令。これに基づく命令を含む。)は適用せず、別に法律で定める。

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に関する命令。これに基づく命令を含む。)は適用せず、別に法律で定める。

(国家公務員法の一部改正)

第六十一条の一部を次のように改正する。

附則第十六條中「最低賃金法(昭和四十一年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十年法律第三十七号)」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第一百五十九条第一号中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第一百五十九条第一号の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

第一百五十三条第一項第四号の二及び第四十条第一項第十三号の二を削る。

第五十七条中「労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「及び労働組合法(昭和二十四年法律第三十七号)」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

11 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の三及び第三十二号の四を削り、第三十二号の五を第三十二号の三とし、第三十二号の六から第三十二号の八までを二号ずつ繰り上げる。

受けた場合

第八条第一項第六号の四を削る。

第八条第一項第十一号中「最低賃金法」を「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十一年法律第一号)」に改める。
金委員会の権限に関する規定を除く。」に改める。

第八条第四項中「、同項第六号の四に掲げる事務を削る。

第十三条の表中中央最低賃金審議会の項を削る。

第十五条第一項中「、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第十六条第一項の表中地方最低賃金審議会の項を削る。

第十七条第一項中「、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。

第二十条第一項中「公共企業体等労働委員会」を「最低賃金委員会」に改め、同条に次の二項を加える。

4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限は、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十二条の表中「公共企業体等労働委員会一一八人」を「最低賃金委員会一二八〇人」に、「合計二五、三三三人」を「合計二五、五九三人」に改める。

(労働組合法の一部改正)
12 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第十一号」を「最低賃金法(昭和四十一年法律第一号)第九条」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。
(地方公務員法の一部改正)
13 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十一年法律第一号)」に改める。
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第一百八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第一号)」を「最低賃金法(昭和四十一年法律第一号)」に改める。

14 第二条第一項の工賃の総額には、臨時に支払われた工賃及び十四週をこえる期間ごとに支払われる工賃は算入しない。

二 前号に規定する者のために行方をするすべての者

労働者の最低賃金を保障することにより、労働者の生活の安定と労働能率の向上を図るとともに産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与するため、現行の最低賃金法はこれを廃止して個別の最低賃金制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、初年度約六億五千万円の見込みである。
(平年度約八億三千九百万円)

二 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託者から委託を受け前項第一号に規定する物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料(以下「物品等」といふ。)の製造等に従事し、これに対し工賃を支払われる者をいう。

三 この法律で「工賃」とは、委託者が家内労働者に對し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対價として支払うすべてのものをいう。

四 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に對し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付(以下「家内労働者の給付」といふ。)に対し支払う工賃以外の報酬をいう。

五 この法律で「平均工賃」とは、これを算定すべき事由の発生した日の直前の工賃の支払以前十四週間にその家内労働者に對し支払われた工賃の総額を、その期間の日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、労働省令で定めるところにより、工賃の総額をその期間中の家内労働者の給付に要した日数の合計日数で除した金額の百分の六十を下つてはならない。

六 前項に規定する期間中に、次の各号の一に該

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の労働条件の基準に関して必要な事項並びに家内労働者が自主的に家内労働者組合を組織し、委託者と對等の立場に立つて交渉すること及び家内労働関係の当事者間における争議行為についてのあつせん及び調停等に関するものとする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)

第八条の事業又は事務所(以下「事業」という。)の事業主であつて、当該事業における業務の目的物である物品若しくはその半製品、部品、附屬品若しくは原材料又は事業主がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附屬品若しくは原材料、部品、附風品若しくは原材料又は事業主がその業

務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附屬品若しくは原材料、部品、附風品若しくは原材料又は事業主がその業

びこの法律に基づいて発する命令について、同

法第百十五條の規定はこの法律の規定による工

賃等、災害補償その他の請求権について準用す

る。この場合において、同法第二十三條第一項

中「退職」とあるのは「家内労働者との委託関係

の終了」と、同法第六十五條第一項及び第二項

中「を就業させなければならない」とあるのは「に

対する物品等の製造等の委託を休止しなければ

ならない」と、同法第四百四條及び第二百十條中

「労働基準監督官」とあるのは「家内労働監督官」

と、同法第二百七條から第二百九條まで中「労働者

名簿」とあるのは「家内労働者名簿」と、「賃

金台帳」とあるのは「工賃台帳」と、同法第二

十四條中第二十条、第二十六條、第二十八條

第一項若しくは第三十九條第四項の規定による賃金を

支払わなかつた」とあるのは「家内労働法（昭和

四十一法律第号）第九條又は第十一条の

規定に違反した」と読み替えるものとする。

（家内労働審議会）

第二十三條 家内労働者に関する事項を審議させ

るため、労働省に中央家内労働審議会を、都道

府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表

する者、委託者を代表する者及び公益を代表す

る者について、行政官庁が各同数を任命する。

ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を

代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命す

る。

3 家内労働審議会は、必要があると認める場合

には、第一項に規定する事項について行政官庁

に建議することができる。

4 前三項に定めるものほか、家内労働審議会

に関する必要な事項は、政令で定める。

（監督組織）

第二十四条 労働省労働基準局、都道府県労働基

準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置

く。

2 家内労働監督官の資格及び任免に関する事項

は、政令で定める。

3 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法

第九十九條第四項に規定する労働基準監督官分

限審議会の同意を必要とする。

第二十五条 労働省労働基準局長は労働大臣の、

都道府県労働基準局長は労働省労働基準局長

の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長

の指揮監督を受けて、家内労働者の工賃等、

安全及び衛生その他の労働条件に係ることの法律

の規定の施行に関する事項をつかさどる。

第二十六条 労働基準監督署長は第二百二条の

規定は家内労働監督官の権限について、同法第

百五条の規定は家内労働監督官の義務について

準用する。

（家内労働組合）

第二十七条 家内労働者は、工賃等、安全及び衛

生その他労働条件等につき、委託者又はその団

体と労働協約の締結等の交渉をするため、家内

労働者組合を組織することができる。

2 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）

第一条第二項、第二条、第五条から第八条ま

で、第十条から第十二条まで及び第十四条から

第十八条までの規定は、前項の家内労働者組

合、委託者又は家内労働者に関し準用する。こ

の場合において、これらの規定中「労働組合」と

あるのは「家内労働者組合」と、「使用者」とある

のは「委託者」と、「労働者」とあるのは「家内労

働者」と、同法第七条第一号中「を解雇し」とあ

るのは「との委託關係を打ち切り」と、「雇用条

件」とあるのは「当該委託の条件」と、同法第二

号中「雇用する」とあるのは「その物品等の製造

等を委託する」と、同法第四号中「を解雇し」と

あるのは「との委託關係を打ち切り」と、同法第

十九条、第八十条又は第二百四条第二項の規定に

十一条中「工場事業場に常時使用される」とある

のは「委託者から六箇月をこえて引き続き物品

等の製造等を委託されるに至つた」と、「工場事

業場に使用されるに至つた」と、「委託者から物品

等の製造等を委託される」と読み替えるものと

（あつせん又は調停）

第二十八条 労働委員会は、家内労働関係の当事

者間ににおいて、家内労働関係に関する主張が一

致しないで、そのために争議行為が発生し又は

発生するおそれがある場合において、関係当事

者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請

がなされたときは、すみやかに、あつせん又は

調停を行なうものとする。

2 労働委員会は、前項の規定により調停を行な

う場合においては、調停案を作成してこれを関

係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、

その調停案を理由を附して公表することができ

る。

3 第一項のあつせん又は調停に係る労働委員会規

則で定める。

（省令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、この

法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定

める。

3 第三十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月

以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

（罰則）

以下

の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条、第九条、第十条第三項、第十二条

第一項、第十三条第一項、第十六条、第十七

条第一項又は第二十一条の規定に違反した者

二 第二十条第一項の規定による命令に違反し

た者

三 第二十二条において準用する労働基準法第

三十三条 次の各号の一に該当する者は、六箇月

以下の罰金に処する。

（施行期日）

この法律は、最低賃金法の施行の日から施行

する。ただし、第二十三条の規定及び附則第七

項中家内労働審議会に係る労働省設置法（昭和

二十四年法律第百六十二号）の改正規定は、公

布の日から施行する。

2 労働基準法の一部改正

この法律は、最低賃金法の一部を次のよう改正する。

3 最低賃金法の一部改正

第十四条第一項中「使用者」の下に「（家内労

働法（昭和四十一年法律第号）に規定する委

託者を含む。以下第五項において同じ。」を、

「地方労働基準審議会
地方労働基準審議会

都道府県労働基準局長
正に開する事項を審議
を調査審議すること。

の諸間に応じ、労働基準法の施行及び改

すること。応じ、労働者に開する事項に
求めに応じ、労働者に開する事項に

改める。

第十九条第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む)」の下に「、労働法(これに基づく命令を含む)」を加える。

第二十条第二項中「及び労働関係調整法(これに基づく命令を含む)」を「、労働関係調整法(これに基づく命令を含む)」及び労働組合法(これに基づく命令を含む)」に改める。

第二十二条の表の本省の項中「二五、〇九六人」を「二五、五七八人」に、同表の中央労働委員会の項中「八九人」を「九九人」に、同表の合計の項中「二五、五九三人」を「二六、〇八五人」に改める。

(登録税法の一部改正)

8 登録税法(昭和十九年法律第二十七号)の一部を次のように改める。

第十九条第七号中「労働組合」の下に「、労働組合」を、「労働組合法」の下に「、労働組合法」を加える。

(所得税法の一改正)

9 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のとおり改正する。

別表第一第一号の表中労働組合の項の次に次のように加える。

10 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中労働組合の項の次に次のように加える。

家内労働者組合(法人であるものに限る) 家内労働法(昭和四十一年法律第二号)

家内労働者組合(法人) 家内労働法(昭和四十一年法律第二号)

(地方税法の一部改正)

十一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第三号中「労働組合」の下に「、法人たる労働組合」を加える。

に

理由

家内労働者が劣悪な労働条件のもとに放置されている現状にかんがみ、家内労働者の生活の安定に資するため、家内労働者の工賃、安全及び衛生その他の労働条件の基準に関する必要な事項を定めるとともに、労働組合の組織、団体交渉等に関する必要な事項を定める必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

○田中委員長 順次、提案理由の説明を聴取いたしました。

○小平國務大臣 まだいま議題となりました雇用対策案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年わが国の雇用失業情勢は、ときには停滞の時期もありましたが、全体としては、雇用の大福な増加、失業の減少などかなりの改善が見られたところであります。

今後の情勢を概観いたしますと、本春を頂点として新規卒業者を中心とする若年労働力の急激な減少及びその学歴構成の変化、平均寿命の伸長による人口構成の高齢化の傾向に加え、技術革新の進展、生産工程の変化等に伴って、技能労働者等生産部門に從事する労働者の不足が一そう激化することとなる反面、中高年齢者等の再就職率のようになります。

この大潮は、何よりも雇用対策に関する重要な事項でありますので、重ねて雇用審議会にはかり、その御意見を全面的に取り入れて、成案を固め、ここに雇用対策案として提案した次第であります。

次に、その内容の概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、国が雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができます。よろしく、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的、社会的地位の向上をはかるとともに、国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成とに資することを目的とする

等によって、労働力需給の不均衡が顕著になり、その結果、労働者が安定した職場でその能力を有効に發揮できるようにし、これを通じてその経済的、社会的地位の向上をはかることに対しして大きな障害となるものと考えられます。

このような事態に対処するため、今後の産業及び労働面における構造的変化等に伴う雇用に関する政策について、昭和三十九年一月内閣総理大臣から雇用審議会に諮問したところ、同審議会におきまして二年近くにわたり慎重な審議が行なわれ、昨年末これに関する答申をいただきました。労働省におきましても、かねてから今後的情勢に即応する雇用対策の方向について検討を加えてきていたところであります。この答申の趣旨を十分に体し、そこに述べられております「すべての労働者の能力が十分に發揮されて、経済の発展と労働者の福祉の向上を実現していくために」、「職業能力、職種を中心とする近代的労働市場の形成」、「労働力の適応性と流動性の向上」「技術者、技能者の養成と職業指導の充実」等必要な施策を総合的に展開することを内容とする雇用対策の大綱を取りまとめたのであります。

この大潮は、何よりも雇用対策に関する重要な事項でありますので、重ねて雇用審議会にはかり、その御意見を全面的に取り入れて、成案を固め、ここに雇用対策案として提案した次第であります。

第二に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に發揮することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第三に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第四に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第五に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第六に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第七に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第八に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第九に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第十に、国は雇用対策基本計画を策定しなければならないこととし、その中で、雇用の動向を明らかにするとともに、先に申し述べました労働者がその有する能力を有効に发挥することができますとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するに際しましては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増加及び地域間における就業機会の不均衡の是正をはかるとともに、労働者がその能力を有効に發揮するとの妨げとなつて、雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならないことを明示しているのであります。

第三に、労働者がその能力に適合する職業についての情報の提供とこれに基づく指導援助を充実することとする人材の確保ができるようにするため、雇用担当大臣は、労働力の需給の状況、求人、求職の条件その他必要な雇用情報を迅速かつ的確に収集、整理するとともに、今後の技術革新の進展や産業構造の変化等に即応して職業の現況及び動向、職業に関する適性、適応性の増大等職業に関する基礎的事項について調査、研究をし、これらの雇用情報、調査研究の成果等を職業指導、職業紹介等を行なうに際して活用させるとともに、広く関係者が利用し得るよう配慮することといたしておられます。さらに、職業紹介機関は、これらの雇用情報、調査研究の成果等を提供して、求職者に対しても、その適性、能力、経験、技能の程度等について、さわしい職業を選択することができるよう、また、求人者に対しても、職務に適合する労働者を届け入れることができるように必要な指導、援助をすることがあります。

る職業転換を円滑にする等、労働者がその能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、職業転換給付金制度を創設し、関係給付の充実をはかることといたしております。

これは、従来、特定の失業者に対し支給してきた就職指導手当、職業訓練諸手当、職場適応訓練費及び就職のための移転費について必要な充実をはかるほか、その支給対象を拡大するとともに、特定職種訓練受講奨励金、広域求職活動費、訓練受講のための移転費、帰省旅費を新たに加え、制度的に確立しようとするものであります。

第六に、中高年齢者または身体障害者の雇用を促進するため、國が、別に法律で定めるところにより、雇用率を定め、これが達成されるよう必要な施策を講ずるものとし、これと並んでこれらの者の適職を選定し公表するとともに、その就職の促進につとめ、また、事業主その他の関係者に対し、その雇い入れを容易にするための援助を行なうこといたしました。

雇用率に関する限りでは、現在、身体障害者については身体障害者雇用促進法に必要な規定を設け、その推進をはかつてきているところであります。しかし、中高年齢者につきましても、事業主は、労働大臣が適職に応じて定める雇用率を達成するようその雇い入れにつとめなければならないこと、及び労働大臣が常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて中高年齢者の雇用に著しい困難を伴わないものに対し、雇用率の達成のために必要な要請ができることを職業安定法に規定するよう措置しているところであります。

第七に、労働大臣は、身体に障害のある者、新たに職業につくことについて特別の配慮が必要との他職業につくことに対する者、中高年齢の失業者その他に対する者に対して行なわれる職業紹介及び職業指導の実施に關し必要な基準を定めることができることとし、また、労働者募集に関する過当な求人競争による弊害を除去するために労働大臣が募集時期について規制することができるようとする等職業安定法に若干の改正を加えていくところであり

第八に、建設業その他事業の実施が、季節の制約を受ける業種の労働者が年間を通じて雇用されることを促進するため、事業主に対し、これに必要な設備の設置または整備に要する資金の貸し付けを行なう業務を雇用促進事業団の業務に追加することといたしております。

以上のほか、この法律案において、大量の雇用量の変動についての事業主の届け出義務等必要な規定を設け、また、その附則において関係法律について所要の整備をいたしております。

なお、この法律案の作成にあたって、雇用審議会のほか、中央職業安定審議会及び中央職業訓練審議会にはかり、その意見を十分尊重しているところであります。今後とも、この法律の施行上の重要事項につきましては、これらの関係審議会に意見を求めるとともに、その施策の実施にあたり関係行政機関とも緊密な連携を保ちつつ、今後より情勢に即応して積極的な雇用対策を展開し、すべての労働者がその有する能力を有効に發揮することができるよう万全を期する所存であります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何ぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○田中委員長 次に、提出者河野正君。

○河野(正)議員 私は、日本社会党を代表いたしました、ただいま議題となりました駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案の提案理由並びにその骨子について御説明を申し上げます。

御承知のように、この法律案は、わが党から数回にわたって提案いたしてまいつたものであります。しかししながら、日本社会党が再三再四にわかつてこの法律案を提案いたします理由は、この法律案が、駐留軍労働者の雇用の安定と生活確保のために必要欠くべからざるものと判断しているからであります。これまでも強調してまいりましたが、駐留軍労働者の地位はきわめて不安定であ

政策とその戦略変更によって、五千人をこえる労働者が解雇されました。また昨年においても、約二千人に近い労働者が離職せざるを得なくなつたのであります。しかも、これらの離職者のうち再就職した者はわずかその三〇%前後にすぎず、その他の者は、なお安定した職場を得ていないといふのが実情であります。この一事をもつていたしましても、駐留軍労働者の雇用がいかに不安定であるか明らかだと思うのであります。日本社会党といつましても、ぜひとも緊急にこれらの労働者の雇用安定をはかる必要があると考える次第であります。

特に、これらの労働者は、米軍のもとで働いているものであります。そのためには日本政府が雇用主であります。したがいまして、これらの労働者がもし米軍の都合により解雇されました場合には、日本政府がその再雇用の責任を持つのが当然だと考えるのであります。しかも米軍基地は日本政府の意向とはかかわりなく、アメリカ政府の軍事戦略によつて変更、移動または廃止される地位にあるのであります。したがいまして、駐留軍労働者の職場は、いついかなる事由によつてなくなるかわからないという特殊性、不安定さを持つてゐるのであります。この点こそが一般産業の雇用問題と根本的に相違するところであります。そこに駐留軍労働者の雇用安定策の必要が存在すると思うのであります。

日本社会党は、以上のよな理由から、特にこれららの労働者の雇用について法的保障が必要と考え、駐留軍労働者雇用安定法案を提案いたしております。

次に、法律案の概略を御説明申し上げます。

第一に、「目的」では、米軍の撤退等に伴つて解雇される場合には、安定した職場への再就職を容易にするための必要な措置を講じ、これらの労働者の雇用の安定をはからうといたしているのであります。

第二に、本法案によつて保護される駐留軍労働

者の範囲は、もっぱら政府雇用労働者だけを対象としているのです。第三に、防衛施設庁長官がアメリカ軍の撤退等の場合に余剰となった労働者を解雇しようとするときは、労働大臣の同意を得なければならないことは、解雇されようとする労働者が安定した職業に再就職することが確実である場合にだけ許され、かつその同意は、あらかじめ駐軍労働者雇用安定審議会の意見を聞かなければならぬことといつてあります。さらに、同意を得ないでなされた解雇は無効であることを確認的に規定いたしてあります。

第四に、「雇用計画」についての規定は、アメリカ軍の撤退等による余剰の労働者を転職させる計画の作成義務を労働大臣に負わせ、これには解雇制限を受けた労働者についてだけではなく、将来予想される余剰労働者についても雇用計画に織り込むこととしてあります。

第五に、転職促進の措置を規定し、職業指導、職業紹介、公共職業訓練その他の措置が効果的に関連して実施されるような義務を労働大臣に義務づけたのであります。

第六に、労働大臣の不同意にかかる労働者に対する措置を規定し、解雇制限を受けた労働者にはそのすべてに対して転職促進の措置を必ず受けさせる義務を課すこととしたのであります。

第七に、駐留軍労働者雇用安定審議会に関する事項を規定いたしたのであります。

以上が駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案の提案理由とその骨子であります。何とぞ慎重御審議の上、本法案の御採決をお願いするものであります。(拍手)

さらに、私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国有林労働者の雇用の安定に関する法律案について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

現在五十万人に及ぶ山林労働者は、人里離れた山奥で家族と別れ、昔ながらの封建的身分差別と

非近代的な労働条件に苦しみながら森林資源の造成、木材生産に従事しているのです。しかし、歴代保守政府の進めてまいりました高度成長の政策は、山林労働者をも一そく貧困の谷間におどす文化の恩恵に浴することもなく、生活の近代化は望むべくもない状態に放置されています。

すなわち、これらの労働者の賃金は、依然として人間としての最低生活を維持するにはほど遠い

状態であり、労働条件を規定した労働基準法の中の規定であります労働時間、休日、休暇の規定は、その適用が除外されているのです。したがって、これらの労働者は、低賃金構造との闘争で、今日もなお長時間労働が強要されている状態であります。

わざと十五万人に及ぶ国有林労働者は、国有林に専門的に働き、その生計を国有林に依存し、二十年、三十年の勤続表彰を受けておりながら

も、林野庁当局の降雪、積雪を理由とする休業のため、毎年首切りが行なわれているのです。

その結果、毎年三ヶ月から六ヶ月にわたって失業するという状態が繰り返され、国有林労働者の身分、生活を極度の不安におどろかせています。

しかも、これらの国有林労働者は、定員内職員、常用作業員、定期作業員、日雇い作業員、臨時日雇い作業員といふ雇用区分によってその労働条件に大きな格差が設けられているのです。

このような国有林労働者の差別支配を強行している当局が、国有林を管理運営する林野庁といふ名の政府機関の一部であることは、私の最も遺憾とするところであります。

第三には、国は、前年度において継続して六カ月以上国有林労働者として雇用された労働者で、常時雇用の国有林労働者の対象とならなかった者について、当該労働者が希望する限りは、次年

よつて切り抜けようとするものであり、その矛盾をますます拡大する以外の何ものでもありません。

最近開催されましたILO国家公務員専門家会議においては、恒常的な職務を遂行するため必要と目される職員は常勤として採用されなければならぬし、その間といえども、常勤と非常勤との間の法的身分の違いをもつて賃金や労働条件全体について差別の理由とすべきではないといふ意見がござります。

現在林野庁が行なっております労務政策は、このILOの見解にも全く違反しているのであります。

このように国有林労働者の現状にかんがみまして、これらの労働者の雇用を継続させ、その雇用と生活の安定をはかる必要があると考えるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の概要について説明申し上げます。この法律案の概要について説明申し上げます。

○吉村謙君 私は、社会党を代表いたしまして、社会党の最低賃金法並びに家内労働法の両案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。(拍手)

○田中委員長 次に、提出者吉村吉雄君

申し上げるまでもなく、近代国家の目標は、そこに住むすべての国民に安定と希望と生きる喜びを与えることになります。すなわち、言いかえますならば、福祉国家の実現こそ國家の崇高な任務であります。福祉社会の実現は、社会全体の生産の躍動、その躍動に裏づけられた経済の繁栄が不可欠の条件であります。生産の躍動と発展は、生産になくてはならない労働力をできる限り大切にすることを期するにはどうぞ。

さて、國は、国有林労働者として前年度及び前々年度においてそれぞれ継続して六ヶ月以上雇用された者、また、前年度において継続して十二ヶ月雇用された者について、当該労働者が希望するときは、これらの労働者を常時雇用する国有林労働者として雇用しなければならないものといたしました。

第二に、国有林労働者が一年を通じて労働することができるようになるため、國は、できる限り、國が直接実施する国有林野事業の事業量の増大及び作業量の平均化をはかる義務があることを明らかにいたしたのであります。

第三には、國は、前年度において継続して六ヶ月以上国有林労働者として雇用された労働者で、常時雇用の国有林労働者の対象とならなかつた者について、当該労働者が希望する限りは、次年

雪または積雪のために休業せざるを得なくなつた場合には、國は、労働基準法第二十六条の規定にかかるわらず、特別休業手当として平均賃金の六〇%以上の手当を休業期間を通じて支払わなければならぬこといたしました。

以上が国有林労働者の雇用の安定に関する法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

最後に、國は公務員専門家会議においては、勞働保護立法として位置づけられてまいりましたが、他の一面では、貿易競争から生ずる國際緊張緩和の有力な手段として、國際通商を強め、ついにILO二十六号条約として実を結び、今日この二十六号条約を批准した國はすでに七十三カ国の多きに達しているのであります。

第四には、常時雇用される国有林労働者が、降

營合理化に関する答申によると、国有林野事業の利潤追求を第一義とした企業性重視の立場から、労働者や地元農民、中小企業者の犠牲によって一そくの合理化をはからうとしているのであります。

これは高度成長政策のしわ寄せによる国有林經營の悪化を、国有林労働者の人減らしと労働強化にいたしました。

ところで、わが国の実情はどうありますか。月額二万円以下の労働者が雇用労働者のうち約九百万人、このほか内職労働者という名のきわめて低い労働賃金のまま放置されているいわゆる内職労働者の数、実際に二百万世帯の多さに達しているのであります。なるほど、わが国にも最低賃金法という名の法律は存在いたします。しかし、それはあくまでも名前だけであって、最低賃金制度が本来具備しなければならない条件を全く欠いていますことは、その制定当時から、わが日本社会の指摘をはじめ各方面の批判的となり、今日なお国際、国内の紛糾の種になつていて、よく明らかであります。

具体的に、現行最低賃金法の欠陥を指摘します。ならば、まず第一に、その最低賃金が、労働者の生活を保障するどころか、逆に低賃金にくぎづけする役割を果たしているといふ事実であります。すなわち、現行最低賃金法による最低賃金額は、労働省の調査によりまして日額四百五十円以下に集中しているのであります。月額に換算をして一万二千二百五十円以下という低額なのであります。この驚くべき低賃金の最低賃金法の適用を強制されている労働者は実に四百万人に達しております。労働省によると、その大部分は未組織の労働者であります。この未組織労働者の低賃金は他の組織労働者の賃金にも決定的な悪影響を及ぼし、今日わが国の労働者はすべて低賃金政策の中で呻吟していること、そのためまた労使関係が不安定になつていることは御存じのことおりであります。鉄工業生産世界第四位を誇り、経済成長率世界第一位を呼号するわが国の見かけの繁栄の陰に隠された悲惨な一斷面といふべきであります。この現実を正しく表現しまするならば、このような低賃金労働があつて初めて世界第一の経済成長が達成され、大企業の国際進出はなし遂げられたといふべきであります。現行最低賃金法が、資本にとっていかに有効な役割を果たし、労働者にとって生活を圧迫する役割を果たさなかつたかの有力な証左でもあります。

第二は、現行最賃法が、わが国の国際信用を傷つけているという点であります。

由来、わが国貿易は、低賃金労働を基盤としているのであります。なるほど、わが国にも最低賃金法といふ法律は存在いたします。しかし、海外進出を続けてまいりました。すなわち、ソシアルダンピングの非難は今日なお解消せず、特に、紡製品、雑貨工業、織維製品等の輸出をめぐって、国際的に波紋を起してすらいるのであります。それらが原因して、その生産が多く内職労働に依存していることと決して無関係ではないのであります。それが原因して、その生産が多く内職労働に依存して、アーリダンピングの非難は今日なお解消せず、特に、紡製品、雑貨工業、織維製品等の輸出をめぐって、国際的に波紋を起してすらいるのであります。しかし、これが原因して、一般的拘束力をもつたために、日本の労働組合では、日本の労働賃金調査センターを我が国内に設置する提案をするなどして、わが国の正常な経済発展を阻害するものと憂慮せざるを得ません。

第三は、現行最賃法が、労働者が持つ基本的権利を抑制しているという点であります。

本来、労働賃金は、労働者と使用者が対等の立場に立ち、直接交渉によってきめられるべきものであることは、労働組合法、労働基準法の明記するところです。

第三は、現行最賃法が、労働者と使用者の一方的

法の名においてこれを認め、使用者の一方的の意図によって賃金をきめることを公然と認めた結果、労働者と使用者が対等の立場に立ち、直接交渉によってきめられるべきものであることは、労働組合法、労働基準法の明記するところです。

第三に、現行最賃法が、労働者と使用者が対等の立場に立ち、直接交渉によってきめられるべきものであることは、労働組合法、労働基準法の明記するところです。

くつて、そのかわり、修業して練習された後において、永久にじやなくて一定の期間そこにあっていただくという条件を加味して、そういうことでも解決していく。あるいはまた、私的医療機関について、国がいろいろと助成に厚味をかける。その助成を受けた人は、やはりそういうよろなことにについて——これは国立、公立の医師よりはあんどうだろうと思いますけれども、具体的にそういう人たちも協力できるような態勢をつくる。そういうようなことをすべて考えていかなければなりませんし、医師だけでは問題が運びませんから、看護婦の問題もありましょう、いろいろの医療技術者の問題もありますよ。そういうことについて思い切った措置をとらなければならないと思いません。遅々としてはかなりませんけれども、予算の面では、いま出ておるような予算ではどういでいるべきではない。私は一万倍と言つてもいいしなければならぬ。私は一万倍と言つてもいいだと思いますが、少なくとも百倍くらいにしなければ、この問題には対処できないと思ふ。そういう点について、厚生大臣は思い切った措置を強力に、熱心に推進される必要があるうと思います。ほかのことともいろいろござると伺いたいわけでございますが、厚生大臣は十分御存じのこととござりますから、思い切った措置を至急に御検討をして、それを推進するといふ、そういう前向きの決心を聞かせていただきたいと思います。

○鈴木國務大臣 ただいま八木さんから、僻地医療対策、特に医師等の確保の問題につきまして、

きわめて適切な具体的な、詳細な御提案がございました。私どもも、そういう対策を進める必要があるということにつきましては、全く同じような考え方を持っておりますので、今後その面につきましてブレーキをかけるのは大蔵省でございますから、ぜひ委員長からも、それから答弁をされた鈴木國務大臣からも、福田大臣にその趣旨を十分にお伝えいただきたいと思う。

次に、本題に移りたいと思います。この国民健康保険法の改正案の提案理由を、この前も申し上げましたけれども、もう一回その大事なことを読んでみたいと思います。政府の印刷物ですが、こんな「国民健康保険につきましては、保険給付の内容を改善して被保険者負担の軽減をはかるとともに、その財政に対する国の援助を強化することが当面の急務と考えるのであります」というふうにお述べになりましたし、また配付をされておるわけであります。これはまさに非常に重要なことで、このとおりだと思います。厚生大臣は、これをほんとうに確信を持って熱心に考えておられると思いますが、その文言についてすばり前向きの御答弁をお願いしたい。

○鈴木國務大臣 国民健康保険の被保険者は、所得の低い階層の方々が相当多数を占めておるわけでもありますので、政府におきましても、今後とも保険料の減免措置を拡大する。また、保険料負担ができるだけこれ以上ひさしないように、また、給付の面につきましてこれを逐次計画的に向上してまいりますように、そして国民健康保険がわが国の医療保険の中核的な大きな柱として健全な発展ができるよう、さらに努力をしたいと考えております。

○八木(一)委員 先ほど伺いましたことをそのまま認めになつた上で、いまの具体的なことについて積極的に御発言をされたものと確認をいたしました。

ところで、厚生省のほうが急務と考えておられた私どもも、そういう対策を進める必要があるということにつきましては、全く同じようなことは、この前からの各委員の審議でも明らかになつたわけであります。今まで二割五分の国庫負担を四割にするということになつて、それで

○鈴木國務大臣 今回御審議をわざわざしている

ような改善をやりますと同時に、引き続き医療保険全体の抜本的な改善策を講じなければならぬ、これが何といつてもわが国の医療保険の重要な柱でござりますから、この給付内容をさらに改善し、引き上げていく。また、保険料の負担の軽減をはかりますために、国庫負担の増額あるいはこの定率の引き上げという面につきましても、政府として真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○八木(一)委員 非常にりっぱな御答弁だと思

分にお伝えいただきたいと思う。

次に、本題に移りたいと思います。この国民健康保険法の改正案の提案理由を、この前も申し上げましたけれども、もう一回その大事なことを読んでみたいと思います。政府の印刷物ですが、こんな「国民健康保険につきましては、保険給付の内容を改善して被保険者負担の軽減をはかるとともに、その財政に対する国の援助を強化することが当面の急務と考えるのであります」というふうにお述べになりましたし、また配付をされておるわけであります。これはまさに非常に重要なことで、このとおりだと思います。厚生大臣は、これをほんとうに確信を持って熱心に考えておられると思いますが、その文言についてすばり前向きの御答弁をお願いしたい。

○鈴木國務大臣 ただいま八木さんから、僻地医療対策、特に医師等の確保の問題につきまして、きわめて適切な具体的な、詳細な御提案がございました。私どもも、そういう対策を進める必要があるということにつきましては、全く同じようなことは、この前からの各委員の審議でも明らかになつたわけであります。今まで二割五分の国庫負担を四割にするといつても、それで

○鈴木國務大臣 今回御審議をわざわざしている

ところが、今度の法案がその実を伴つていなことは、この前からの各委員の審議でも明らかになつたわけであります。今まで二割五分の国庫負担を四割にするといつても、それが何といつてもわが国の医療保険の重要な柱でござりますから、この給付内容をさらに改善し、引き上げていく。また、保険料の負担の軽減をはかりますために、国庫負担の増額あるいはこの定率の引き上げという面につきましても、政府として真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○八木(一)委員 非常にりっぱな御答弁だと思

います。

○鈴木國務大臣 保険料の問題につきましては、先般來御答弁を申し上げておりますように、今日

算をすると五割になる。普通一般の調整交付金の中に、世帯主の給付七割のところは計画的に半額あるということありますから、一番最初にしろと見ると、二割五分が四割になつてよさそうに見える。もうちょっと調べた人が見ると、五割のところが四割に下がつた。もうちょっと調べてみると、実質上は横すべりだつたという内容にすぎないわけです。ただし、今までの補助金がすぎないわけです。ただし、今までの補助金が結局見積もりであつて、実質に對した負担ができるない点は、こういう国庫負担の部分のほうを多くしたために実質になるといふ点で、ほんとうにスズメの涙ほどの前進だということは、私ども論議している者はわかつておるわけであります。ところが、全般的に、このように保険給付の内容を改善して被保険者負担の軽減をはかるとともに、その財政に対する国の援助を強化することが当面の急務と考えるとおっしゃつたこととは、ほんとうに離れた問題にならない内容であります。したがつて、いろんな問題について申し上げますけれども、基本的に、国庫負担四割という問題を、五割なり六割なりに進めていかなければならぬと思います。この法案は四割という内容であるけれども、政府が次年度等において、基本的に国庫負担の四割を五割なり六割なり、そういう進める努力を熱心にされる必要があらうと思います。その点についての厚生大臣の前向きな御決意のほどをひとつ伺つておきたいと思います。

○鈴木國務大臣 今回御審議をわざわざしている

ところが、厚生省のほうが急務と考えておられた私どもも、そういう対策を進める必要があるということにつきましては、全く同じようなことは、この前からの各委員の審議でも明らかになつたわけであります。今まで二割五分の国庫負担を四割にするといつても、それが何といつてもわが国の医療保険の重要な柱でござりますから、この給付内容をさらに改善し、引き上げていく。また、保険料の負担の軽減をはかりますために、国庫負担の増額あるいはこの定率の引き上げといつても、政府として真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○八木(一)委員 非常にりっぱな御答弁だと思

います。

まで屢次にわたって引き上げが行なわれてきておりましす。したがいまして、私は、被保険者の負担は相当重くなつておるということを認識いたしておるのあります。したがいまして、今後保険料の引き上げの問題につきましては、全国的な水準以上にこれをさらに引き上げをするといふようなことのないようだに、国としても、国庫負担その他の面につきましてもできるだけの手当をいたしまして、そろいろよしな方向でやつてまいるようにしていたいと思います。

○八木(一)委員 全国的な水準以上にといふお話をございました。いわゆる厚生大臣がお考えになつておられる水準に達していないところについては、逆解釈をすると、そいう引き上げないような指導はしない。あるいは逆にもつと勘ぐれば、引き上げるよしなことをさせるおそれもあるということに、ひつかつて考えねばなるわけです。厚生大臣は善意で、そいう考え方はないと思ふのです。特別の特別の事情があつたときに、そこもかつてに上げるなどいう指導は、厚生省としてもやりにくいただらうと思います。そういうことは別として、特に特別な事情があるところ以外は、これは上げないように厚生省として強力に指導をされる、そいうよしな必要があらうと思う。それについてせひ……。

○鈴木国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、国民皆保険のもとにおける医療の確保をはかつてまいるわけでござりますから、負担の面におきましても、あまり市町村の間にアンバランスがあるといふことは不適でない、私はこう考えておるわけであります。したがつて、全国的な水準以上に保険料を重くしようといふ市町村等があります場合には、できるだけ国としても財政的な援助、協力もいたしまして、さようなことがなされぬようになっていきたい、こう考えておるわけであります。ただ、全國的な平均のその中ににおいて、それを越えない範囲におきまして、各町村が自主的に、自己の保険財政の事情等を勘案してやります場合につきまして、そこまで私たち干渉してどう

うこうと言ふよしなことは考えておりません。○八木(一)委員 だいぶいい御答弁なんですねけれども、その心配があるわけです。全国的な水準といふことばをあまりおつしゃると、私も厚生省の立場はわかりますから一步譲歩して、特別の特別の事情のあるところ以外はといふことを申し上げているわけです。全国的な水準といふと、半分より下のところを上げることを認める、あるいはまた、かつてに上げることを知らぬ顔して認めるか、裏で上げるといふことに通ずるおそれがあるわけです。ですから、特別な事情のあるところは、これは私も無理を申しませんけれども、そうではないところについては上げさせない指導をする。全国水準よりも高いところはむしろ下げさせる。上げ過ぎて住民に氣の毒過ぎるから、国も対処しているし、これからも対処するんだから、特別の特別に上げ過ぎたところは、むしろ下げなさいといふよしな指導をしてしかるべきだと思ふ。そいう意見をつけ加えて、いま言つたような全国水準ということはやらないに、ほんとうに特別の事情のあるところは別として、それ以外の一般的なところは上げないよう指导をなさるふうに、ぜひ聞いていただきたいと思うわけです。それについての、ひとつぜひ前向きの御答弁を願いたい。

○鈴木国務大臣 私の申し述べておることは、入木さんのおっしゃることとそな内容的に変わっていないと思うのであります。要するに被保険者の負担の面においてもなるだけアンバランスのない

ためにといふことと、内容の向上、給付の改善のために抜本改正のときを考えたい、前進させたいということを言われたわけであります。一つは、一般的にいまの状態でも保険料が非常に負担が高いから、そのため國庫負担を上げたいといふ部門にあるわけです。それは私、ぜひ伺いたかったのですが、鈴木国務大臣から言っていただいて非常に満足です。もう一つは、給付の改善、内容の引き上げということについて、当然國庫負担が必要です。これも御答弁中にあるわけです。その点で非常にりっぱな前向きの御答弁であらうと思う。

そこで、給付の内容の改善については、いろいろの問題があつうと思います。まず、給付率の引き上げという問題がござります。たゞいま世帯主の七割給付が完全に行なわれておつて、家族の七割給付が進行中であります。そこで、制度審議会その他の答申では、少なくとも九割以上に給付をしなければならないということであります。これが国民健康保険の行く道であります。ですから、七割から八割、九割、十割といふ方に進んでいかなければならぬと思うわけであります。その点について、もちろん根本的な抜本改正のときにお考えになるらうと思いますが、そこで、この前私が御質問申し上げて厚生大臣に御答弁いたしましたように、各医療保険の中でも、これをただそのまま平均化するのではない、みんな前向きに前進させなければならない、平均化させなければならないといふ私どもの質問に対しても、同じ気持ちであることを御答弁になりました。そういう方向でいくと思います。ですから、その方向のなかで格差がなくなるようになりますといふ中で、国民健康保険の給付率を七割、八割、九割十割と、だんだんに上げていかなければならないと思うので、そいうことについても、抜本改正のときも積極的に上げていく御努力をなさるであります。その次に、先ほど厚生大臣が非常に積極的な態度で、國庫負担について保険料の負担を軽減する

ために、國庫負担の増額が必要だということになります。それについて、ひとつ前向きの御答弁を願いたいと思います。

○鈴木国務大臣 その点につきましては、先ほども私から進んで御答弁申し上げたところであります。そのほかにも問題がありますが、この抜本的な改正をいたしまして、そちらに向かって計画的に改善を進めていく、その具体策につきましては、審議会の意見等も伺いまして、それを尊重して具体的な対策を講じてきたい、かように考えております。

○八木(一)委員 そこで、給付率の問題が一般に重要な問題で、だれもそれが中心であろうと思つておかけでございます。そのほかにも問題があらうと思います。たとえば、ほかの健康保険制度については、傷病手当金とか出産手当金といふものがある。また、出産についての直接の出産手当金がございますけれども、こないう問題について、国民健康保険は各地において条例の中で違いはありますけれども、平均的に、傷病手当金といふようなものをこの中に導入をしておかなければならぬと思います。これが結局、全産給付も少ないといふことにならうかと思つますが、当然その中の中心課題である傷病手当金、出産手当金といふをこの中に導入をしておかなければならぬと思います。これが結果、全部が被保険者になつておりますから、具体的な進め方、たとえば労働者の健康保険の家族にまでそれを及ぼすかという問題とも関連がありますから、問題としては、最初に考えられるのは、おそらく世帯主等の傷病手当金といふことにならうと思ひますけれども、傷病手当金と出産手当金

思つております。また、外国の諸制度等もいろいろ参考になると思ひますので、そういう点も十分調査し、研究をしながら、この問題も研究の課題として取り上げたいと思います。

○八木(一)委員 非常に前向きな御答弁をいただきました。けつこうであります。が、鈴木厚生大臣

が、こういう問題についてほんとうに熱意を込めておられるお気持ちを明白に認識いたしまして、うれしく存するわけでござります。そういう問題について、長らく御在任なさって、ぜひ早く実現していただきたいし、また、どなたか別な方にかわられるのだったら、その意思を継いで、それ以上に熱意を込めてやつていただけるように、次の方にぜひとも確実に引き継いでもらいたいと思うわけであります。

そこで、国民健康保険についてひとつ定義をしておきたいと思いますが、私も国民健康保険の被保険者であります。いろいろと給付を受けたことがござります。ただし、保険料が高いために、總体的には私は損をしておりますが、それでも給付を受けたことがござります。私の実感だけではございませんけれども、ほかの方々について非常に不便なことがあるわけであります。というのは、国民健康保険は市町村の単位で行なわれている、このことのために、たとえば財政調整交付金があるとか、いろいろな問題がござります。国民健康保険の中において給付のアンバランスがある。私たちは、ほんとうはこれは被用者以外の国民に対して、国が一本の健康保険制度として運営されてしかるべきものだと考えるわけでございますが、いろいろな経緯があつて、一ぺんに飛びはねてはむずかしいと思います。そこで、抜本改正がむずかしい。そういう国民健康保険内の地域格差のある点、それからまた、地方に委託されているために、いろいろ国のはうの見積もりが違つて地方に非常に迷惑をかけている点、いろいろな点について御答弁いただけると思いますが、ことに被保険者の患者の立場からいいますと、非常にふしきなことがあります。たとえば千葉県で健康保

険に吉川先生が入つておられる。そこで東京に来たときに、からだのぐあいが大いに悪くなつた。東京の病院で診療を受けて、すぐに入院しなければならぬというときに、これは現物給付がないわけであります。市町村なり府県なりがいま非常に変動しておりますから、居住地で必ずしも近代的になつておりますから、時間の大部を過ごすわけではないのであります。勤務しているところ、働いているところで時間消費することが多い。そこで病気になつたときに、自分の市町村以外のところで診療を受けなければならぬといふことが多くあるわけです。そのときに、これは現物給付を受けられなければ、療養費払いという制度になるわけです。私も貧乏代議士でございますけれども、わずかな金を何とか借りて用意できたら、そのときはよかったです。勤務しているところ、働いているところでなければならぬといふことが多くあるわけであります。

○鈴木厚生大臣

いまお話をありました点につきまして、療養取り扱い機関の状況を調べてみますと、全国どこの被保険者でも扱います病院が現在五六・一%ござります。また、隣接県の人々を対象にして療養ができます病院が二二・一%ござります。それから自県の範囲内でやつておりますのが、これも二二・一%、こういうふうに病院ではなつておりますし、私は、この全国の五六%という病院の現状を、だんだん全部の病院がそういうようなことができるようになります。また、國が全部ブルーしたほうがいいといふことを考えておりますし、また、制度的に今後抜本的な改正をいたします場合に、現在は市町村

単位ごとに国民健康保険をやつておるわけですが、これでいいのかどうか、都道府県単位がいいのか、また、國が全部ブルーしたほうがいいのか、そういう根本的な問題につきましても検討をしていきたい、こう考えます。

○八木(一)委員 非常に前向きな御答弁でけつこんであります。が、ちょっとわからない点がありますので、いま数字をおっしゃつたのは国民健康保険の扱いをする病院というわけで、療養費払いの扱いをするところで現物払いはされないで、療養費払いしかできないのじやないかと思ひます。が、事務的なことですから、局長のほうから……。

○熊崎政府委員 ただいま大臣が申し上げましたのは、現物給付をするところでございます。それは

ば千葉で東京もやるといふような隣接県を扱つておるところが二二・一%、残りが自県だけといふことになつておりますので、これを逐次全国の扱いをやれるよう持つていく、こういう趣旨であります。金の問題は同じです。これは療養費払いであとから払つたって、金の問題はほとんど関係ない。被保険者患者の問題としては非常に大事な問題であります。そういう問題について、これを解決するようなことをぜひ厚生省で御検討になり、実現をしていただきたいと思うわけです。それについての厚生大臣のお考えを伺いたいと思います。

○鈴木厚生大臣 いまお話をありました点につきまして、療養取り扱い機関の状況を調べてみますと、全国どこの被保険者でも扱います病院が現在五六・一%ござります。また、隣接県の人々を対象にして療養ができます病院が二二・一%ござります。それから自県の範囲内でやつておりますのが、これも二二・一%、こういうふうに病院ではなつておりますし、私は、この全国の五六%という病院の現状を、だんだん全部の病院がそういうようなことができるようになります。また、國が全部ブルーしたほうがいいといふことを考えておりますし、また、制度的に今後抜本的な改正をいたします場合に、現在は市町村

单位ごとに国民健康保険をやつておるわけですが、これでいいのかどうか、都道府県単位がいいのか、また、國が全部ブルーしたほうがいいのか、そういう根本的な問題につきましても検討をしていきたい、こう考えます。

○八木(一)委員 非常に前向きな御答弁でけつこんであります。が、ちょっとわからない点がありますので、いま数字をおっしゃつたのは国民健康保険の扱いをする病院というわけで、療養費払いの扱いをするところで現物払いはされないで、療養費払いしかできないのじやないかと思ひます。が、事務的なことですから、局長のほうから……。

○熊崎政府委員 ただいま大臣が申し上げましたのは、現物給付をするところでございます。それは

度減免任務があつたから、残りの調整任務に当たる部分はごく少なくなつておる。少なくとももとの機能は回復しなければならないから、その点で、一五%にしよらといふ調整交付金を、むしろ四割国庫負担した上で一〇%に少なくとも来年はしていただかなければならぬ。それについても非常な最大の努力をするという御返事をいま厚生大臣からいただいたところでございます。

自治大臣は、いろいろ財政のことについて悩んでおられる自治体の責任者であります。国民健康保険について非常に関係が深い大臣でござりますから、鈴木厚生大臣に非常な敬意を表しておるわけでございますが、同様に敬意を表してい永山さんでございますから、鈴木厚生大臣より以上に、今まで質問をしましたことについて、全面的にそれと同様あるいはより以上にやるというふうにひとつ御答弁をいただきたい。まとめて申しましたけれども、権威者でいらっしゃいますから全部すぐおわかりだと思ってますので、ぜひ前向きの御返事をいただきたいと思います。

○永山国務大臣 大だいまお話しの諸点につきましては、きわめてごもつともな意見と考えますので、よく鈴木厚生大臣と相談いたしまして、今後十分ひとつ御意思の反映するように努力をいたしたいと考える次第でございます。

○八木(一)委員 さつき言つた中で、これから一生懸命努力されるものと、お約束をいたいたるものと、両方あるわけです。これから一生懸命努力をされるものは、いまの御答弁で非常にけつこうでございます。さつき言つたような減免について、厚生大臣がお約束をいたいたいところについて、自治大臣もひとつお約束をいたいたいと思うわけでございます。その点について御答弁願いたいと思います。

○永山国務大臣 減免措置の問題につきましては、厚生大臣、大蔵大臣と相談をいたしまして、御意思に沿うようにやりたいという考え方で努力をいたしたいと考えます。

○八木(一)委員 減免措置についてはけつこうな

用されておるわけです。地方財政が変わつたので、それでその基礎が変わりましたから、九万円のところが基礎になれば十万円になる。それについて、十万円以下にそういうことをやるというのは、行政的にやらなければならないことなのであります。それについては、いま厚生大臣からお約束をいたいたので、同様永山さんから、やりますとおっしゃつていただきたいと思います。

それからもう一つ、家族の二万五千円という問題について、三万円にするということについてお約束をいただきました。あの点は、さつきの御答弁で非常に満足でございますが、その点についておつしやつていただきたいと思います。

○永山国務大臣 厚生大臣と同意見でございますから、御相談はいろいろな御相談があると思いますから、御相談の上でこまいません。

○八木(一)委員 厚生大臣と同意見でございます。厚生大臣とよく相談をし、大蔵当局の意見も十分——大蔵省のほうの関係もやはりよく話し合いまして、御意思のあるふうにしていただきたいと思います。御相談はいろいろな御相談があると思いますから、御相談の上でこまいません。

○永山国務大臣 厚生大臣と同意見でございます。厚生大臣とよく相談をし、大蔵当局の意見も十分——大蔵省のほうの関係もやはりよく話し合いまして、御意思のあるふうにしていただきたいと思います。御相談はいろいろな御相談があると思いますから、御相談の上でこまいません。

○八木(一)委員 厚生大臣と同意見でありますと問題について、すぐできる問題と、それから背景が大きいので非常に努力をされる問題と、いろいろ答弁が少しづつ問題によつて違うわけです。そのすべてについて厚生大臣と——さつきは要約して申し上げましたので、聰明な自治大臣もすつかりですね。そしたら、その減額した分について、特別調整交付金が埋め合わせとして動いてくることになるわけです。この場合に、現状において七割五分の賦課をやっているところは、一体全国の市町村でどの程度あるかということが問題になるわけです。

○信沢説明員 三十九年度の数字でございますが、だだいま先生おつしやいました、地方税法できめております法定どおりやつて市町村は、全体で六百五十二ござります。さらに、それを若干上回るところまでかけている団体が三十五団体ございます。したがつて、大体全市町村の二〇%程度が御指摘のようなことをやつて、こういう状況でございます。

○八木(一)委員 鈴木厚生大臣の非常に熱意を込めた御答弁をいただきまして、問題が一番よいところを経過しているときに自治大臣が来られましたので、ちょっとだけベースが乱れたようですが、ちょっとだけ雰囲気を元に戻しまして、それですと、どういうことが起つてくるかというと、四割の定率国庫負担になると、全市町村の二割程度しかないところのそういうところは、七割五分の課税能力があるのですから、そういうところは非常に医療費が高くなつてきているわけです。だから、こういう裕福なところ、担税能力のあるところは、確実に四割を最大限フルに取つていくわけです。そしたら、貧しいところの医療費をうんとやろうとすれば、七割五分かけなければだめなんです。ところが、七割五分以上といふことは二割がそこらしかねない。一体五割を取つておつしやつていただきたいと思います。

○田中委員長 國連貿易として滝井義高君。

○瀧井委員 八木先生が少し頭を冷やしておられた間に、いまの調整交付金の問題ですが、まず保険料の標準賦課額、問題はここから出発するわけですね。保険料の——保険税でもかまわぬですが、標準賦課額は、原則として当該年度の初日における療養給付費総額の見込み額から、一部負担総額の見込み額を控除した額の七割五分というのが賦課総額ですね。ところがいま八木さんが御説明になつたように、低所得の人が多いと負担減免の措置がとられることになるわけです。年間九万円未満の所得の世帯ないしこれに準ずる低所得世帯に対しては、均等割り等の四割ないし六割を減額をして賦課することになるわけです。そろ得ですね。そらすると、その減額した分について、か取れないのですよ。そろしますと、そういうところは半分しか取つていないので、医療費の支払い能力は低いのです。低いから四割の恩典に沿することは少ないわけです。そろすると、どういうことになるかといふと、國庫負担の医療費は裕福なところに大量に集中してくるのです。そして貧しいところは、比較的はずつと少なくしかならない。そこで、国民健康保険といふものは、他の保険との間に大きな格差がある中で、国民健康保険の支払いは裕福なところと貧しいところで格差ができる。こういう二重の格差がするけれども、他の保険との間に大きな格差がある中で、国民健康保険はあまり込んでいるのです。そこで、どういうことになるかといふと、こういう政策を急激に、あなた方が一挙に四割といふものを行つて、いよいよな感じがするけれども、全国の市町村の実態といふものは、急激に行なつたために貧しいところは前進ができないわけです。そこで、理論的に言つて、調整交付金の一割がここに必要になつてくるわけです。そこで頭をひねつて考えていくが、そのとおりです。そうなつてくるのですよ。

だから、今度はその結果どういうことが起こつて

くるかといふと、自治省にしわがかかるてくるのです。柴田さんのほうにあなたのほうの迷惑が及んでくる。少なくとも社会保障といふものは、厚生省の政策としてやるのだから、自治省に迷惑をかけてはいかぬわけです。そういうことになるのです。その貧しい市町村は、税は七割五分取らなければならぬのに五割しか取れない。そこで、どういう方法をとるかといふと、これは一般会計からつぎ込みをやるわけです。そこで、まず、いまの三十九年の一般会計からのつぎ込みは幾らあるか、言つていただきたいと思います。

○柴田(謹)政府委員 三十九年度の決算では八十億円でござります。

○渕井委員 いまのことなります。そうしますと、これははどういうところからつぎ込んでいくかといふと、県の一般会計からのつぎ込みと市町村、自治体の一般会計からのつぎ込みとが二重になつてくるわけです。そろすると、これを分析するとどういう結果が出てくるかといふと、たとえばAならAという市にある住民といふものは、共済組合にも入つておれば、健康保険組合にも入つておる、国民健康保険にも入つておるわけです。ところが、税金を納めておるのはだれが納めておるかといふと、労働者諸君も、農民も、中小企業者も、みんな税金を納めておるわけです。ところが、医療における保険といふものについて、一般会計から国民健康保険に入れるとすれば、労働者の側から、われわれの健康保険組合なり政府管掌の健康保険が赤字になつたから、保険料を上げられるから入れてくれと言ふた場合に、断わる余地がないのです。そういう問題が最近は起つてき始めた。そろすると、その場合に自治省としては、そういうものを入れるとそれから一般的会計から入れたものを基準財政需要額で見てくれればいいのですが、見ていない。そらしますと、たとえば市町村に住んでいる労働者といふものははどういうことになるかといふと、保険を見ておる、ところが、同胞である農民なり中小企

業の諸君は、担税能力がないために保険料を上げ得ない、上げ得ないので自分の税金で今度は農民なり中小企業をまかうことになる、こういう形になります。だから、これは社会保障になつておるのでよ。だから、これは社会保障ではあるけれども、労働者諸君が食えるような状態にあるならば出してやつてもいい。だが、彼ら自身も、健康保険の料率を七十にも上げられることに對しては大反対だということで、六十五に据え置いたでしよう。そういう実態があるわけですから、これは社会保障といふ観点から言うと、自治体としては非常に迷惑な話なんです。そ

うでしよう。

○柴田(謹)政府委員 完全な社会保障といふ観点に立ちますならば、一般会計の中で保険会計の問題をまかなくといふ体制をとつていいかと思います。しかし、今日のような社会保障の理論といふものが基礎にあって、それに社会保障的な考え方を入れるというたまえにおいては、おっしゃるとおりでござります。

○渕井委員 そのとおりです。迷惑な話なんです。それはどうしてかといふと、国民健康保険と

いうものは、国が国民健康保険法といふものをして、そもそもはたぶん相互扶助という形だったと思うのです。ところが、健康保険法を先年改正したときに、それは除いちやつたでしょう。国が責任を持つてやるということになつたのです。これは、私は歴史的沿革を身をもつてよく体验したから、絶対に忘れぬです。そらしますと、国が五億も一般会計から負担をさせておいて、そして、それを引き上げる中に含ませるということが、三十八年のときの記録を見せてもらいましたが、なるほど本人七割給付については、調整交付金を一割にと主張し続けてきたのです。そしてようやくこれが三十八年に実つたのです。ところが、その三十八年に実るときには、私はさいぜん勝ちです。だから、そういう点ではもう少しはっきりやつて、少なくともいま永山自治大臣があなたに協力しようというならば、あなたも協力してこれを基準財政需要額の中に入れべきです。八十五億を基準財政需要額に入れることに全面的に努力できるかどうか、ちょっとと答えていただきたい。

○鈴木国務大臣 今回、家族七割給付を達成いたしました市町村に対しまして四割の定率国庫負担をするということにいたしまして、そのため財政調整交付金が、従来一〇%ありましたものが五%といふことになつたわけであります。そのたために、この五%によつて低所得階層に対する減免率直に言つて、われわれが当時の政府の説明を聞くことについて十分綿密な注意を払つていなかつたといふ点もあるかも知れぬけれども、私たちも書いております。それは説明には書いておりますが、法律には実はそういうことは書いてないのです。だから、私たちはそんなのが入つておるとは思つていなかつたわけなんです。これは率直に言つて、われわれが當時の政府の説明を聞いておきながら、いま言つたように八十億も、九十億も一般会計から負担をさせておいて、そして五%では非常に不十分ではないかといふ御指摘もさらずに拡大をしていくといふような対策も講じ、さらに財政調整の機能もやつてしまふ。こうしたことになります場合におきまして、今回

の五%では非常に不十分ではないかといふ御指摘、先ほど来八木さんからもそういう御指摘がございましたが、従来世帯主の四割給付といふものが一〇%のうちで五・四%ぐらい占めておる、そりが補てんしてやる以外にないのです。そらなければ、自治体が出したものを、基準財政需要額としてこれた、低所得に対するところの減免措置対策も今後前向きでやりますためには、どうしても四・六%程度では非常に困るといふようなことをございま

して、今回四割の定率化をした。そこで本来であれば四・六%程度の財政調整と低所得対策に使つておきましたのが、今度は五%になるわけであつて、そこに幾らかの改善にはなつております。そういう理論を貫いてこないとつじつまが合わないのですよ。ところが、あなたの方もそういう根本的なことを考えてない。私に言わせれば、考え方が非常に浅いのですよ。もう少し地方自治体に迷惑をかけておる実態にまで頭を突っ込んでやらなければいかぬことになるでしょう。この理論は非常に浅いのですよ。もう少し地方自治体に迷つたでしよう。そういう実態があるわけですから、これは社会保障といふ観点から言うと、自治体としては非常に迷惑な話なんです。そ

うでしよう。

○鈴木(謹)政府委員 それで、先ほど来八木さんからの御意見もありました。私どもも、この調整交付金を五%から一〇%にするときに、私たちは五年も努力をしたのです。粒々辛苦したのですよ。昭和三十年の健康保険の赤字のとき以来、私どもは五%の調整交付金を一割にと主張し続けてきたのです。そしてようやくこれが三十八年に実つたのです。ところが、その三十八年に実るときには、私はさいぜん勝ちです。だから、そういう点ではもう少しはっきりやつて、少なくともいま永山自治大臣があなたに協力しようといふならば、あなたも協力してこれを基準財政需要額の中に入れべきです。八十億を基準財政需要額に入れることに全面的に努力できるかどうか、ちょっとと答えていただきたい。

○熊崎政府委員 調整交付金の中には四つの方式がございまして、普通調整交付金、これは本来の財政調整機能を果たす交付方式であります、それ

と世帯主の給付改善交付金、保険料の整減費交付金、その他特別な事由による特別交付金、以上の四つでございます。

○滝井委員 大臣、いまのところ、結局普通の調整交付金は財政上の問題がおもです。七割給付の分ですね。それから低所得の減免分、その他といふのは災害などの特別の事情に対処するための交付金です。そうしますと、さいぜん御指摘を申し上げましたように、七割五分の賦課をやらなければならぬにもかかわらず、七割五分ができるだけですね、五割しか取つていいというところが四割七、八分もある、五割近くもあるのですから。そうすると、七割五分取つているというのは二割そこそこでしよう。そうしますと、ここに出てくる事情のほかに、その他の中に当然これは入らなければならぬ。ところが、五分といふように調整交付金が押えられてしまふと、世帯主分を抜いてしまふのですから、非常に薄くしかいかないけます。全国の市町村に、調整交付金は薄くしかいかないでしよう。しかもその調整交付金をやるときだ、今度はどういうコントロールをやるかというと、御存じのとおり、医療給付の四割は頭からやらなければならぬ。ところが、この五分で保険料を二割しか引き上げなかつた。赤字は一千円も二千円もあるといふときには、保険料三割引き上げてきなさい、そすれば調整交付金をもうちょっとと気ばつてやるぞ、こういうことになるわけです。いまそういう操作をしているのですよ。大臣、御存じだと思います。操作をしているのです。そりゃ額が少ない五分だと、そういう操作をし得ずに行なうことになる。そりゃ一体どこにしわが寄つてくるかといふと、裕福などころはゆうゆう闇々です。ところが、貧しい零細な市町村は、ゆうゆう闇々するわけにいかぬ。料率を上げる。一方に料率を上げながら、一方では一般会計からの投入をやる、こういう形になる。したがつて、いまから二年、四年前に、地方財政の赤字の最大の

原因は、国民健康保険の赤字を解消するために、一般会計から国保の特別会計につき込んだといふところに原因があつた。特にそこに事務費が大き

な原因だつたのですよ。こういう実態があるわけですね。だから、これは一切しづか柴田さんのほうに寄つておる。だから、柴田さんのほうでは、いま炭鉱地帯では開山のしづか寄り、国民健康保険の赤字のしづか寄る。産炭地というのは貧乏ですか

も陳情がきておるはずです。これは負担の限界は、市民税の二倍までが限界だと言つておるので三倍、四倍になつたら、とても国民健康保険はやつていけませんといふのが市町村長の真の声です。ところが、いま言つたように、九万から十五万で六百十五円で二千九百五十九円。三千円としたら、これは五倍ですよ。五倍いつておるのですよ。そんなばかな政治はないですよ。社会保

障といふのは、所得再分配をやるものでしよう。だから、こういう人たちは、きょうは赤字のしづか寄る。いまうまいことを言つて歸りましたけれども、これが永山忠則さんの心境ですよ。だからこそ、あなたがもう少し平重盛の気持ちを察してやつて、この際、調整交付金を一割にしなければいかぬですよ。一割にしないと、信沢さんが行政手続きでやめますけれども、一年の所得がないわけです。全国の市町村に、調整交付金を幾ら納めて、国民健康保険税を幾ら納めておるか、言つてください。あとこれでやめますけれども、一年の所得がない人が、九万円ある人は、市民税を幾ら納めて、国民健康保険税を幾ら納めておるか、言つてください。あらんこれでやめますけれども、一年の所得がない人が、九万円以下でござりますから、おそらく市町村民税の均等割りだけ納めておると思いますが、その場合最低の金額は四百円、こういうふうに承知しております。保険料の場合には、段階によつてそれぞれ違いますので、はつきりしたことを申し上げかねますが、先ほど来問題になつておりますよな減免措置の適用がござりますので、東京都の二十三区の例で申しますと、年額二百四十円であります。

○滝井委員 これは全国でとつてみると、自治省の先輩でこの方面をやつておる荻田さんが調べておられますよ。それによると、たとえば九万から十五万で、住民税は六百十五円で、保険税は二千九百五十九円ですよ。二千九百五十九円だけれども、一年にどの程度保険料が上がつていくかといふと、千二百円から千三百円ずつ一年に上がるのですよ。だから、市町村長はいま何と言つておるかといふと、これは自民党の代議士の諸先生方にせりますよ。ゼヒとも一割にやつていくといふ操作をしておるはずです。これは負担の限界は、市民税の二倍までが限界だと言つておるので三倍、四倍になつたら、とても国民健康保険はやつていけませんといふのが市町村長の真の声です。木さん、あるのかどうか。

木さん、あるのかどうか。
○鈴木國務大臣 先ほど八木さんにも御答弁申し上げましたが、この調整交付金の増率につきましては、さらに真剣な努力を重ねてまいりたいと考えております。
○柴田(謹)政府委員 調整交付金制度につきましては、滝井先生御承知のとおり、昭和三十五年に三十三年でしたか、二年でしたか、国民健康保険法の全面改正をいたしましたときに、これは国民健康保険会計における地方財政平衡交付金であるというのが創設の趣旨であります。したがいまして基準財政需要額においては、今まで一貫して基準財政需要額においては、今まで一貫して見ないという態度をとつてしまひました。今日にそれがいつまでも、その趣旨は変えておりません。したがって、私どもに言わせますれば、先生の御主張の検討の前に、調整交付金をしてほんとうの調整交付金たらしめることが必要である。それが一〇%とするところがいいのか、あるいは別のパーセンテージがいいのか、この問題は一つございません。それはやはり標準保険料といふような制度、迂回路をとらずに直接国庫負担を入れるか、その方法は四割もつたのだから、抜け道はつた一つ、調整交付金を一割還元する以外にないのでございます。それが政策の道はないのです。全部大きがれて、逃げ道はこれしか残つていないのでありますよ。大臣に勉強してもらつて、熊崎さんや何かこの実態を教えないければいかぬでしよう。おそらく大臣は、失礼な言い分だけれども、全国の二割ぐらいが標準しかないといふことは知らなかつたと思う。政治家といふのは、こういう実態を知つて政策を立てないと、事務官僚の言うとおりをのみにしておつたら、それは岐阜の長良川のより悪いです。悪いことはだけれども、だから、そういう点は、補佐をするあなた方が、失礼な言い分だけれども、やらなければいかぬ。もう少しこれまでよ。だから、市町村長はいま何と言つておるかといふと、これは自民党の代議士の諸先生方に年度予算編成においては、もう一ぺんこれはどう

とで在来から私どもは主張してまいりました。今後におきましても、そういうつもりで厚生省当局とも相談をしていくつもりであります。

○滝井委員 わかりました。そろしますと、結論的に言うと、結局基準財政需要額で見ていくといふわけには、今までの自治省のたてまえから言つたらできない。そこで、やはり調整交付金は平衡交付金と同じような機能を国民健康保険において果たしておるのだから、そこでやるべきであるという正論を述べたが、迂回論としてそこへいかなければやむを得ないかと思つておつたが、あなた方がそう考るなら、もう一本でいく以外にないわけです。私はこれでやめます。鈴木さん、私はもう書き道をやりません。自今調整交付金一本で進んでまいりたいと思いますので、全面的な御努力を要望してやめます。

○八木(一)委員 同僚滝井委員の角度を変えた方

向からの御質問と、先ほど私が御質問申し上げましたことと、調整交付金の増率ということが非常に大事なことであるということは、厚生大臣も前には、あらゆる意味において一〇%を実現するといふことが絶対に必要であろうと思います。再度

向きに積極的にお認めをいただいたわけではありません。そこで、この増率に非常な決意を持つて当たつていただきたいと思います。少なくとも来年には、あらゆる意味において一〇%を実現すると

いうことが絶対に必要であると思ひます。再度ひとつ厚生大臣の前向きの御決意を明確に述べていただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 調整交付金の増率につきましては、十分各市町村の保険財政の財政調整の機能が発揮できるように、増率に向かってさらに努力を重ねたいと思います。

○八木(一)委員 調整機能については、前に最初五%があつたのが、ほかの要素の任務を与えられて、実質的にいま減免を入れれば五%が一・六か二ぐらいい下がっております。ですから、それを回復しなければならないという点で、これをするためには一〇%が絶対に必要である。もつと財政調整を積極的にやる、減免を積極的にやるときには、一五、二〇という数字が必要になるというこ

とも、さらに決意を固められて進めていただきたいと思います。私は、どんなことがあっても

一〇%に来年度はする、さらに厚生大臣の御努力が実れば、それ以上のものになるというふうに厚生大臣の御答弁を認識いたしまして、その問題を進めてまいりたいと思います。特段の御異議の御発言がなければ、それを確認をいたしまして進めてまいりたいと考えております。

その次に、事務費の問題であります。事務費については、本年度一人当たり二百五十四円という予算を組まれました。その前に厚生省の要求をされた事務費が二百八十八円であります。それがこういふふうに大蔵省の予算査定で削減をされたわけではありません。いままで、その前はもっと少なかつたわけであります。いままで、その前はもっと少なかつたわけであります。各市町村、各国民健康保険組合が非常な財政の痛手をこうむつて、自治省もその点について非常に苦惱の道を歩んでおるわけであります。これはおもに大蔵省がけしからぬと思ひますけれども、それを動かすための厚生省の御努力がまだ不十分であつたと思ひます。この事務費を完全に実績交付するために、事を実現をさせなければならぬと思うわけでございます。そ

れの点についての厚生大臣の明確な御答弁をひとついただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 事務費につきましては、昭和四十年度に百五十円から二百円、さらに四十一年度におきまして二百円から二百五十円、こういふあ

いに両年度にわたって百円の増額をいたしております。ところどころでございます。これは全国平均の額でございまして、市町村によりまして、この事務費がどう

だけかかったかという実態の差があるわけであります。この配分にあたりましては、そういう実情に合うように配慮しながらこの配分をいたしたい、こう思いますし、いま八木さんから御提案がありましたように、事務費は、私どもとしても十分前向きの御検討をいたさないといふことを願いをいたしておきたいと思います。

○八木(一)委員 けつこうであります。その点はぜひ具体的に急速に進めていただきたいと思いま

す。

次に、国民健康保険については、市町村のやつ

ておられるほかに組合がやつておるところがある

わけであります。この組合がやつておるところに

ついて、今度國庫負担を四割にする方法がとられ

ております。それにつきましては、かなり片

手落ちであると思うわけであります。で、国民健康

組合についても國庫負担率の増率をして、

その担当者が赤字を出さないように努力をして、

内容をよくするよう努力をしておるところへも、

ひとつ同じようにならかに配慮が必要であるう

と思います。その意味においてこの國庫負担の増

率について、國庫補助の増額についてぜひ前向き

で進めていただきたいと思いますが、それについ

て厚生大臣の御見解を承りたいと思います。

○鈴木国務大臣 国保組合のあり方につきましては、制度の根本的な改善をはかります際に、この

かどらか、こういう根本問題もございます。

しかし、それはそれといたしまして、今後の検討の

課題といたしまして、国保組合に対するところの

問題につきましては、家族七割給付が完成をする

までの間に、この国保組合に対する問題につきま

しても十分検討したいと考えております。

○八木(一)委員 十分前向きの御検討をいたさ

まして、急速に國庫負担率の増率が実現するよう

ひ伺つておきたいと思います。

○鈴木国務大臣 これは午前中に伊藤さんから

御質問もございましたが、保健婦並びに直診等の

確保整備等の問題は、国民の医療を確保する上か

ら重要な問題でございますので、これらに対する

助成につきましては、従来にも増して力を入れて

まいりたいと用ひております。

○八木(一)委員 国民健康保険の国民の負担を輕

減し、そして内容を充実する問題について、鈴

木厚生大臣から非常に前向きの御決意をいただき

ます。きょうお約束をいただいた問題について

は、必ずそれを確実に実現をされ、そうして検

討、努力をお約束をされたことについては、ぜひ

至急に検討され、至急にそれを実現していただき

よう心から要望いたしまして、私の質問を終わ

りたいと思います。(拍手)

○田中委員長 これにて質疑は終局いたしま

した。

(拍手)

○田中委員長 これにて質疑は終局いたしま

した。

(拍手)

○田中委員長 ただいま委員長の手元に、竹内

一君

吉村吉雄君及び吉川兼光君から、国民健康

保険法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出されております。

国民健康保険法の一部を改正する法律案に

対する修正案

8 この法律による改正後の第七十二条第二項の

規定は、昭和四十一年度分の調整交付金から適

用する。

○田中委員長 修正案の趣旨の説明を聽取いたしました。

竹内黎一君。

○竹内委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、三派共同提出の修正案について御説明申し上げます。

修正案の要旨は、内閣提出法案における施行期日が、昭和四十一年四月一日となつてゐるものと、この法律の公布の日に改めるとともに、これに関連し、附則の關係規定の整理を行なうものであります。

委員各位の御賛成をお願いいたします。

○田中委員長 修正案について御発言はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 御発言がなければ、これより国民健康保険法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○田中委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

まず、竹内黎一君外二名提出の修正案について採決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案について採決いたしました。

○田中委員長 起立多数。よつて、国民健康保険法の一部を改正する法律案は竹内黎一君外二名提出の修正案のこととく修正議決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、西岡武夫君、伊藤よし子君及び吉川兼光君より、本案に対し附帯決議を付しその動議が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。西岡武夫君。

○西岡委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、国民健康保険法の一部を改正する法律案に付し附帯決議をするの動議について御説明いたします。

その附帯決議の案文を朗読し、説明にかえさせさせていただきます。

国民健康保険法の一部を改正する法律案に付する附帯決議

政府は、国民健康保険制度の重要性並びに被保険者の保険料及び本人負担の困難なる現状にかかるが、被保険者の負担の軽減と給付内容の充実をはかるため、可及的速やかに左の事項を実現すべきである。

一、保険料減免措置を拡大するとともに、新たに患者負担の減免措置を設けることを検討すること。

二、医療保険の抜本対策に際しては、国保の給付率の引上げと国庫負担の増額を検討すること。

三、調整交付金を増額すること。

四、事務費負担金は実額完全交付すること。

五、国保組合に対する国庫補助の増額を検討すること。

六、その他健婦及び直診に対する補助を増額する等国保制度に対する助成措置を強化すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○田中委員長 本動議について採決いたします。本動議の「」とく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 「賛成者起立」

○田中委員長 起立多数。よつて、本案については西岡武夫君外二名提出の動議のことく附帯決議を付することに決しました。

この際、鈴木厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。鈴木厚生大臣。

○鈴木国務大臣 ただいま、政府提案の法律案につきまして、御決議をいただきまと同時に、附

帶決議をうちょうだいいたしましたのであります。この附帯決議の御趣旨を十分体しまして、これが実現のために最善を尽くしたいと存じます。

○田中委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

「報告書は附録に掲載」

○田中委員長 次回は明二十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後六時四十四分散会

